

電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会
第十六次中間とりまとめ

令和6年6月

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会

目次

目次

1. はじめに.....	3
2. 市場整備の方向性(各論).....	4
2.1. 非化石価値取引市場.....	4
電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会開催状況.....	49
電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会委員名簿.....	56

1. はじめに

東日本大震災を契機に、①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③事業者の事業機会及び需要家の選択肢の拡大を目的とする電力システム改革が進められる中、更なる競争の活性化を進めるとともに、環境適合、再生可能エネルギーの導入拡大、安定供給等の公益的課題に対応するための方策について、電力システム改革貫徹のための政策小委員会（以下「貫徹小委員会」という。）において、議論がなされてきた。貫徹小委員会において創設が提言された 5 つの市場（ベースロード市場、間接オークション・間接送電権市場、容量市場、需給調整市場、非化石価値取引市場）等の詳細制度設計については、制度検討作業部会¹（以下「本作業部会」という。）において検討が進められ、各市場における取引が開始されている。

これまで、本作業部会においては、各市場の運用開始に向けて制度設計を進めるとともに、運用を通して顕在化した課題や電気事業を巡る環境変化を踏まえ、適時制度の見直しを行ってきた。

本作業部会での討議内容については、定期的に取りまとめのうえ、パブリックコメント手続を経て公表しており、本稿は 16 回目の中間とりまとめとなる。

さらに、非化石価値取引市場については、世界的な脱炭素という潮流の加速化や、2050 年カーボンニュートラル宣言などにより、需要家のカーボンフリー電気の調達ニーズが高まっていることを踏まえ、小売電気事業者の高度化法上の義務の達成ための高度化法義務達成市場を 2021 年 8 月に創設するとともに、需要家も市場取引に参加可能とする再エネ価値取引市場を 2021 年 11 月に創設した。今回、市場の創設に伴い、2022 年度の間目標や需要家が調達した証書等について検討を行った。

エネルギーを取り巻く情勢が大きく揺れ動く中、我が国の国民生活や経済活動を支える電気の安定供給をいかにして実現できるか、改めてその公益的課題に正面から向き合うことが求められている。本作業部会は、引き続き、国内の社会・経済動向、国際情勢の変化に機敏に対応し、各市場制度について不断の見直しを行うとともに、新たな制度の検討についても取り組んでいく。

¹ 本作業部会は、2017 年 3 月に総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会（以下「基本政策小委員会」という。）の下に設置されたものである。

2. 市場整備の方向性(各論)

2.1. 非化石価値取引市場

(高度化法第一フェーズの中間目標達成状況の評価について)

前年度の電気の供給量が5億キロワット時以上の小売電気事業者等は、高度化法に基づき、毎年度、エネルギー源の環境適合利用の目標達成のための計画(達成計画)を国に提出しなければならない。

また、国は、事業者ごとに達成すべき非化石電源比率(以下「中間目標値」)を通知し、目標の達成状況等について、評価を行った上で公表することとしている。

2023年7月末に提出された達成計画に基づき、2020～2022年度の第一フェーズの達成状況等について、評価結果を報告した。

(第一フェーズ評価の方向性)

第一フェーズに関しては、基本的には3か年(2020年～2022年度)の平均達成率²を用いて評価を実施することとなっている。

他方で、第一フェーズ後半における非FIT非化石証書の需給ひっ迫を踏まえ、3か年の平均達成率が100%未満の場合であっても、一定の条件を満たす事業者に対しては、配慮措置を適用する方針となった。

また、配慮措置の基本的な条件を満たさない事業者に対しても、ヒアリングにより精査した上で、適用の可否を判断する方針となっているため、対象事業者へのヒアリング結果なども踏まえて、達成状況および取り組み状況について最終的な評価を行った。

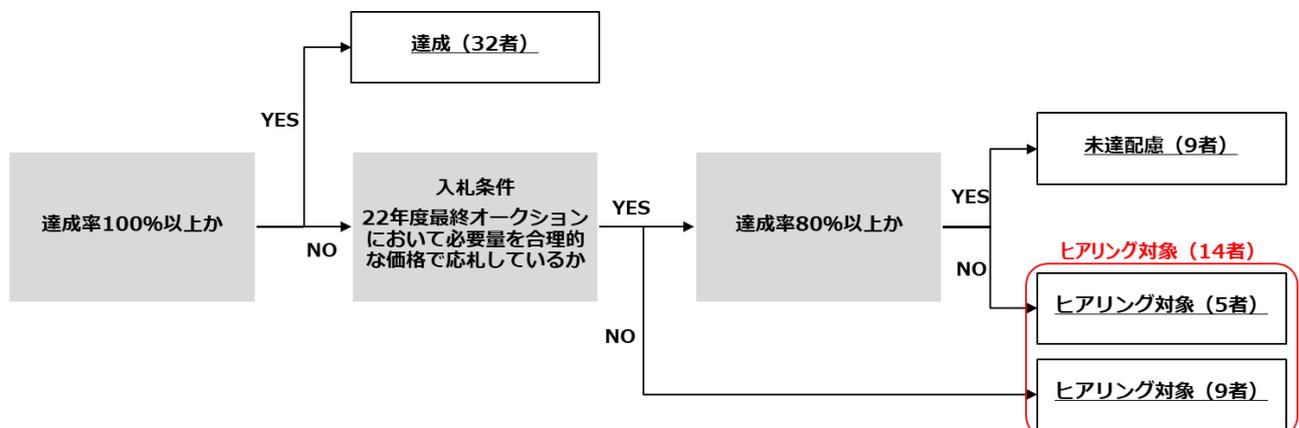
(第一フェーズの中間目標評価フロー)

第一フェーズの達成状況を公表する際は、「達成」「未達成配慮」「未達成」のカテゴリに分類し、公表することとしている。

このため、本作業部会での御議論を踏まえ、第一フェーズの評価フローを下図のとおり定め、当該フローに基づき評価を実施した。

その結果、達成32者、未達成配慮9者、ヒアリング対象14者となったことから、ヒアリング対象14者に対して個別の聞き取りを実施し、最終的な評価を行った。

(参考図 2.1-1 第一フェーズの中間目標評価フロー)



² 3か年の平均達成率 = (3か年での実績値の平均) ÷ (3か年の目標値の平均)

(ヒアリング対象事業者の評価軸)

配慮措置の一定の基準を満たさない事業者に対しても、ヒアリング等により個別の事情を総合的に考慮し、配慮措置の適用可否を判断する方針であるため、中間とりまとめの内容なども踏まえて、ヒアリング対象事業者の評価軸を以下のとおり設定した。

①入札条件

22年度最終オークションにおいて必要量を合理的な価格で応札しているか。

②これまでの証書調達状況(需給ひっ迫前の調達状況を評価)

主な参照指標: 需給ひっ迫判明前までの実績、高度化法対応への優先度

③相対取引による購入努力(需給ひっ迫後の目標達成に向けた行動、結果を評価)

主な参照指標: 相対契約成立に向けた交渉数・交渉価格、相対契約の成約数・成約価格

(ヒアリング対象事業者の評価フローと評価結果)

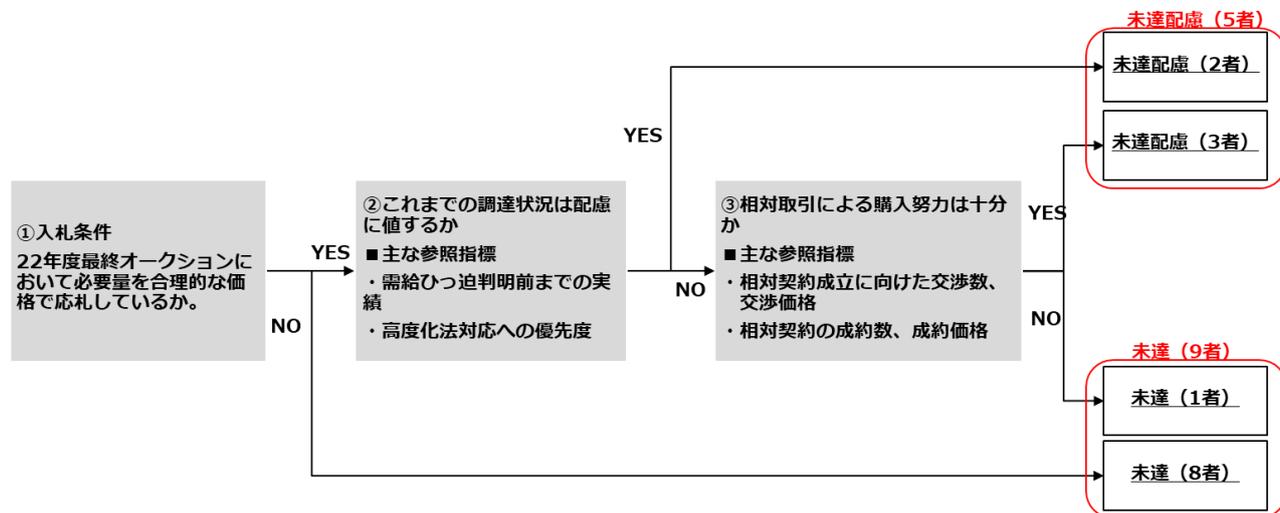
ヒアリング対象事業者の評価軸を踏まえて以下の通り評価フローを設定し、ヒアリング対象事業者 14 者についてヒアリングを実施し、評価を行った。

①の入札条件は目標達成に向けた最低限の努力指標として基本的には必須としつつ、②需給ひっ迫前の調達状況が配慮に値する場合はその時点で配慮措置の適用とした。

②需給ひっ迫前の調達状況が十分でない場合も、③需給ひっ迫後の目標達成に向けた行動、結果が十分に認められる場合は、配慮措置の適用とした。

その結果、未達配慮 5 者、未達 9 者となった。

(参考図 2.1-2 ヒアリング対象事業者の評価フロー評価結果)



(参考図 2.1-3 ヒアリング対象事業者ごとの結果)

事業者名	達成率 (-：当該年度において評価対象外)					評価観点 (評価軸において「Yes」か「No」のいずれに該当するか) 評価が不要な評価観点については「-」で表記			分類
	3年度平均	2年度平均 (2020年度、 2021年度)	2020年度	2021年度	2022年度	①最終オークション における入札	②これまでの証書 調達状況	③相対取引による 購入努力	
東京ガス(株)	99.66%	113.13%	152.27%	57.26%	73.31%	(*)	YES	-	未達配慮
オリックス(株)	80.14%	102.52%	75.16%	150.94%	36.39%	NO	-	-	未達
auエネルギー&ライフ株式会社 (旧KDDI(株))	78.94%	66.72%	101.52%	0.22%	102.83%	YES	NO	YES	未達配慮
(株)Loop	77.31%	28.61%	27.07%	31.52%	172.04%	YES	NO	YES	未達配慮
(株)東急パワーサプライ	75.00%	67.57%	49.32%	101.47%	89.43%	YES	NO	YES	未達配慮
楽天エナジー(株) (旧楽天モバイル(株))	74.90%	100.00%	-	100.00%	56.58%	NO	-	-	未達
(株)ハルエネ	73.76%	111.54%	101.81%	128.76%	0.00%	NO	-	-	未達
大和ハウス工業(株)	73.45%	91.48%	90.24%	93.79%	38.10%	YES	YES	-	未達配慮
丸紅新電力(株)	66.39%	89.31%	104.31%	67.24%	21.28%	YES	NO	NO	未達
シン・エナジー(株)	25.00%	31.34%	0.00%	88.78%	12.48%	NO	-	-	未達
IPネットワークス(株)	9.51%	13.64%	14.24%	12.53%	1.31%	NO	-	-	未達
HTBエナジー(株)	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	NO	-	-	未達
PinT	0.00%	-	-	-	0.00%	NO	-	-	未達
エフエネ	0.00%	-	-	-	0.00%	NO	-	-	未達

(第一フェーズ中間評価の結果(全体))

ヒアリングも踏まえた、第一フェーズ中間評価の最終結果は以下の通りであり、全体の58%の事業者が達成、25%が未達配慮、未達が16%であった³。

なお、未達配慮の事業者においては、需給バランスが著しく悪化したためやむを得ず未達になった旨を公表時に注記するとともに、指導・助言の対象外となる。

未達の事業者に対しては、第2フェーズ以降の対応(第1フェーズの未達経緯や理由を踏まえた第2フェーズ以降の中間目標達成に向けた対応策)を中心に、個別に指導・助言を実施済。また、今後必要に応じて進捗状況の確認などフォローアップを行うこととした。

(参考図 2.1-4 第一フェーズの中間評価の結果)

第一フェーズ中間評価の結果	
達成	32者 (58%)
未達配慮	14者 (25%)
未達	9者 (16%)
合計	55者

³ 達成には、共同達成の6者を含む。また、未達配慮には、ヒアリング対象事業者5者を含む。

(参考図 2.1-5 第一フェーズ中間評価の結果(達成))

カテゴリ	達成状況	社名	達成率 カテゴリ	指導 実施	備考
達成	達成	出光グリーンパワー(株)	-	-	出光興産と共同達成
		エバーグリーン・リテイリング	-	-	エバーグリーン・マーケティング(株)と共同達成
		日鉄エンジニアリング(株)	-	-	-
		アーバンエナジー(株)	-	-	-
		ミツウロコグリーンエネルギー(株)	-	-	ミツウロコヴェsselと共同達成
		SBパワー(株)	-	-	-
		テココカスタマーサービス(株)	-	-	-
		ミツウロコヴェssel	-	-	ミツウロコグリーンエネルギー(株)と共同達成
		(株)エナリス・パワー・マーケティング	-	-	-
		大阪瓦斯(株)	-	-	-
		リコージャパン(株)	-	-	-
		東邦ガス(株)	-	-	-
		(株)CDエナジーダイレクト	-	-	-
		ジェイコム埼玉・東日本	-	-	-
		(株)オブテージ	-	-	-
		エネサーブ(株)	-	-	-
		ジェイコム湘南・神奈川	-	-	-
		九電みらいエナジー(株)	-	-	-
		北海道瓦斯(株)	-	-	-
		(株)新出光	-	-	-
		サミットエナジー(株)	-	-	-
		ENEOS(株)	-	-	-
		(株)関電エネルギーソリューション	-	-	-
		(株)エネワンでんき(旧:(株)サイサン)	-	-	-
		(株)エネット	-	-	-
		(株)ジェイコム東京	-	-	-
		中部電力ミライズ(株)	-	-	-
		(株)ジェイコムウエスト	-	-	-
		四国電力(株)	-	-	-
		北陸電力(株)	-	-	-
出光興産	-	-	出光グリーンパワー(株)と共同達成		
エバーグリーン・マーケティング(株)	-	-	エバーグリーン・リテイリングと共同達成		

(参考図 2.1-6 第一フェーズ中間評価の結果(未達成配慮))

カテゴリ	達成状況	社名	達成率 カテゴリ	指導 実施	備考
未達成配慮	未達成	東北電力(株)	80%以上 (99.73%)	-	需給バランスが著しく悪化したため、やむを得ず未達
		東京ガス(株)	80%以上 (99.66%)	-	配慮措置の基本的な条件(※)を満たさないものの、過年度の調達状況や相対取引の努力等を踏まえ、配慮措置を適用
		中国電力(株)	80%以上 (99.53%)	-	需給バランスが著しく悪化したため、やむを得ず未達
		北海道電力(株)	80%以上 (99.34%)	-	需給バランスが著しく悪化したため、やむを得ず未達
		日本テクノ(株)	80%以上 (96.02%)	-	需給バランスが著しく悪化したため、やむを得ず未達
		九州電力(株)	80%以上 (95.29%)	-	需給バランスが著しく悪化したため、やむを得ず未達
		関西電力(株)	80%以上 (93.87%)	-	需給バランスが著しく悪化したため、やむを得ず未達
		M C リテールエナジー(株)	80%以上 (90.03%)	-	需給バランスが著しく悪化したため、やむを得ず未達
		東京電力エナジーパートナー(株)	80%以上 (88.90%)	-	需給バランスが著しく悪化したため、やむを得ず未達
		(株)アイ・グリッド・ソリューションズ	80%以上 (87.67%)	-	需給バランスが著しく悪化したため、やむを得ず未達
		auエネルギー&ライフ株式会社(旧 K D D I (株))	80%未満 (78.94%)	-	配慮措置の基本的な条件(※)を満たさないものの、過年度の調達状況や相対取引の努力等を踏まえ、配慮措置を適用
		(株)Loop	80%未満 (77.31%)	-	配慮措置の基本的な条件(※)を満たさないものの、過年度の調達状況や相対取引の努力等を踏まえ、配慮措置を適用
		(株)東急パワーサプライ	80%未満 (75.00%)	-	配慮措置の基本的な条件(※)を満たさないものの、過年度の調達状況や相対取引の努力等を踏まえ、配慮措置を適用
		大和ハウス工業(株)	80%未満 (73.45%)	-	配慮措置の基本的な条件(※)を満たさないものの、過年度の調達状況や相対取引の努力等を踏まえ、配慮措置を適用

4

4 (※) 配慮措置の基本的な条件…最終オークションにおいて必要調達量を第三回オークションにおけ

(参考図 2.1-7 第一フェーズ中間評価の結果(未達))

カテゴリ	達成状況	社名	達成率 カテゴリ	指導実施	備考
未達	未達	オリックス(株)	80%以上	実施済	-
		楽天エナジー(株) (旧楽天モバイル(株))	80%未満	実施済	-
		(株)ハルエネ	80%未満	実施済	-
		丸紅新電力(株)	80%未満	実施済	-
		シン・エナジー(株)	80%未満	実施済	-
		エレクトロコミュニケーションズ(株)	80%未満	実施済	-
		HTBエナジー(株)	80%未満	実施済	-
		PinT	80%未満	実施済	-
		エフエネ	80%未満	実施済	-

(非 FIT 証書の取引状況)

高度化法における第一フェーズ最終年度に生じた証書需給ひっ迫等を踏まえ、第十三次中間とりまとめにおいて、非化石証書取引の透明性向上を通じて事業者の予見可能性を高める方策が整理された。

このとりまとめに従い、将来の需給バランス見込みの把握のため、事業者に対してアンケートを実施した。

(2023 年度の間目標対象事業者に対するアンケート結果)

2023 年 9 月中旬に、2023 年度の間目標値の対象となっている小売電気事業者 58 者および売り手 11 者に対してアンケートを実施し、このうち中間目標対象事業者 56 者(共同調達を含む)、売り手 11 者から回答を得た⁵。

(参考図 2.1-8 アンケート内容)

る非 FIT 証書の約定価格や今回のアンケート結果の公表内容等も踏まえた合理的な価格で入札することを前提とした上で、3 か年の平均達成率が 80%以上であること。

⁵ 未回答の 2 者の 22 年度の合計販売電力量は、同年度の対象事業者全体の約 0.1%に相当。

1. 2023年度の販売電力量（見込み）
 2. 2023年度における非FIT証書の市場調達量（実績および見込み）
 3. 2023年度における非FIT証書の相対調達量（実績および見込み）
 4. 2023年度の間目標の達成時期
 - ①調査時点で達成済み
 - ②来年6月（証書口座締め日前）まで
 - ③達成困難
 5. （4.の質問で②と回答した方のみ）目標達成に向けた懸念等
 6. （4.の質問で③と回答した方のみ）その理由
- ※相対調達とは、他者からの相対取引による調達を指し、グループ内、内部取引は除く

買い手側へのアンケート内容

1. 2023年度の非FIT証書供出量（1-12月発電分が対象）（実績および見込み）
 2. 2023年度における非FIT証書の市場約定量（実績）
 3. 2023年度における非FIT証書の相対約定量（実績）
 4. 最終オークション参加見込み
 - ①参加予定
 - ②不参加
 - ③未定
 5. （4.の質問で②または③と回答した方のみ）その理由
- ※非FIT証書供出量は、グループ内、内部取引量を除いた値

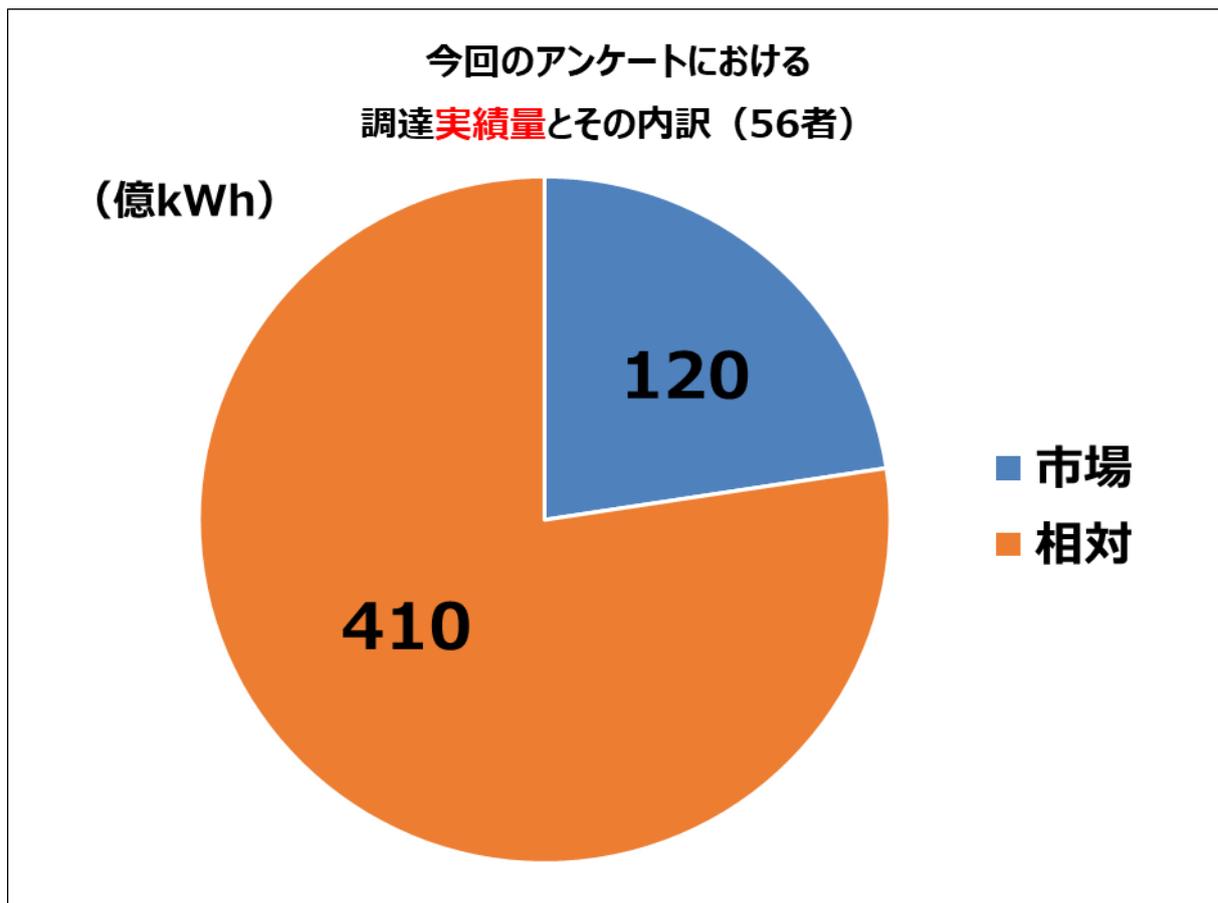
売り手側へのアンケート内容

（調達実績量の内訳）

アンケート時点における外部調達実績量約 530 億 kWh の内訳を比較すると、相対による調達⁶がより多く行われていたことが分かる。

⁶ 「相対」は他者からの相対取引による調達を指し、グループ内、内部取引は除く。また、相対の調達実績値には、アンケート時点ではまだ受け渡されていないものの、将来的に受け渡されることが確定している量も含む。

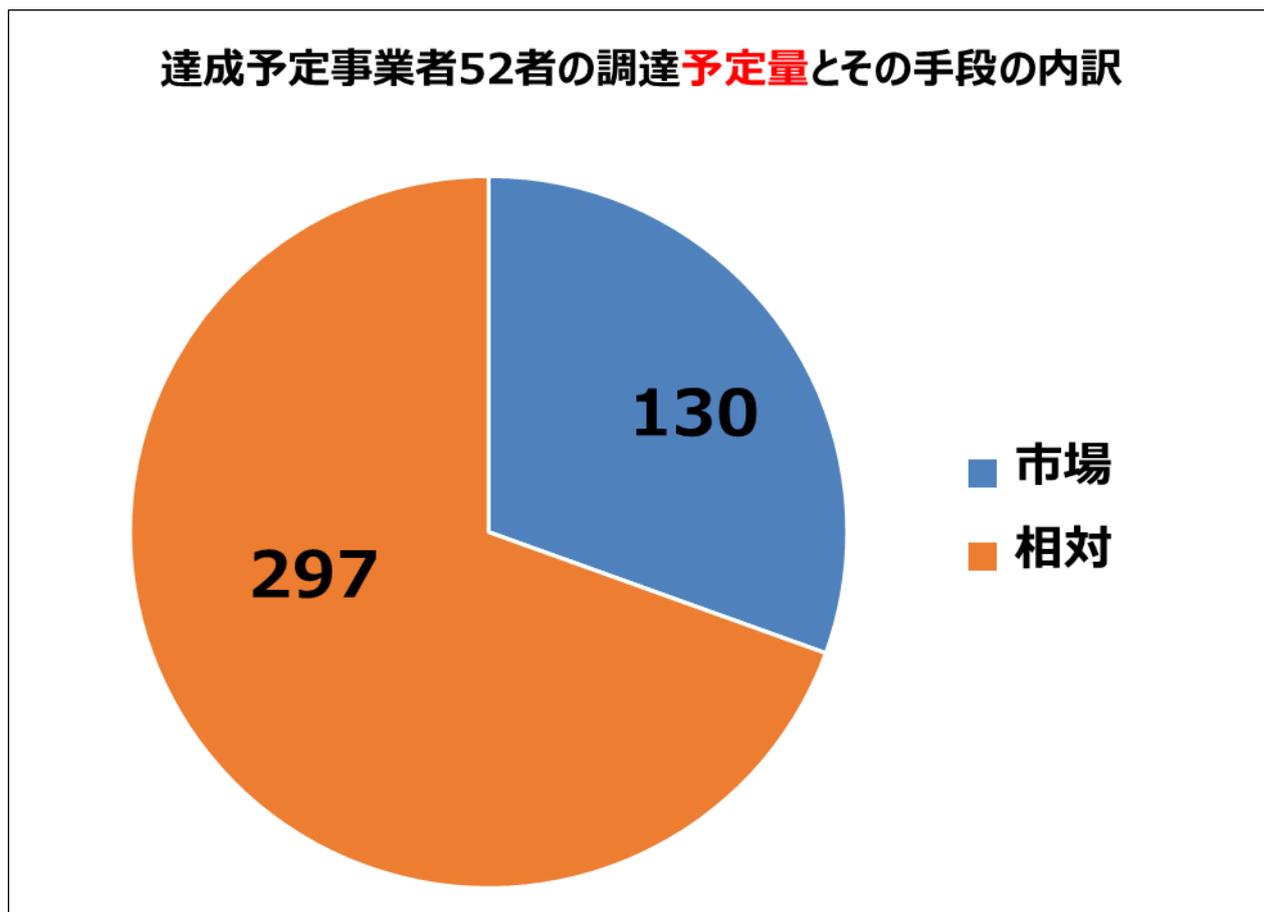
(参考図 2.1-9 調達実績量の内訳)



(達成予定の事業者の調達予定量とその手段の内訳)

また、2023年度の間目標を2024年6月までに達成予定と回答した52者のアンケート時点以後の調達予定量は、合計で427億kWhであり、相対による調達予定量はその7割を占める見込みであった。

(参考図 2.1-10 達成予定の事業者の調達予定量とその手段の内訳)



(外部調達必要量達成率の状況)

アンケート時点における証書の調達実績量をもとに、2023年度の外部調達必要量の達成状況を試算したところ⁷、既に達成している事業者が1割程度いたが、外部調達実績量が0の事業者も11者存在した。なお、目標を達成するにあたっての主な懸念点については、主に以下のような意見があった。

- 販売電力量の増加に応じた追加調達が必要となる可能性があること
- 証書ひっ迫による下半期での相対交渉難航、および市場調達に方針転換した際の価格高騰
- 非化石証書の過調達を避けるためには年間の小売販売実績を確認した後で非化石証書の調達を完了させる必要があるが、昨年度のように非化石証書が売り切れ状態になると、調達を試みても結果的に目標が未達となる懸念がある。このような懸念を回避するために、旧 RPS 法のように、N 年度の目標達成の基準となる小売販売実績を N 年度ではなく(N-1)年度の実績とすることをご検討いただきたい。
- 昨年度のように高値に貼り付くことが無いかどうか。今後も、昨年度のような想定外に調達不可能な事態になってしまった場合には減免措置を適用していただきたい。
- 第3回まででの目標達成を目指す予定だが、流通量が後半にも残っているのかどうか。

⁷ 達成率は、23年度の(調査時点での非FIT証書外部調達実績量÷販売電力予定量×外部調達比率)により試算。また、第二フェーズの評価は、第一フェーズとは異なり、単年度の目標値と実績値で評価する点には留意が必要。さらに、23年度の販売電力量が確定するまでは目標達成/未達が確定しない点には留意が必要。

- 予算の都合上、第四回(24年5月)オークションにて入札することも考えられるが今年同様に売り買いの入札量が逆転し約定できるか懸念
- 当社は相対取引による調達を主としており、発電事業者等の取引先との協議を前広に進めているところ。他方で、取引先側で発電量不足等による証書不足が生じ、それにより相対取引先との協議が不調となるケースが生じている。このような事態により、当社が必要量を調達できない事態が生じることがないかを懸念している。

(参考図 2.1-11 外部調達必要量達成率の状況)

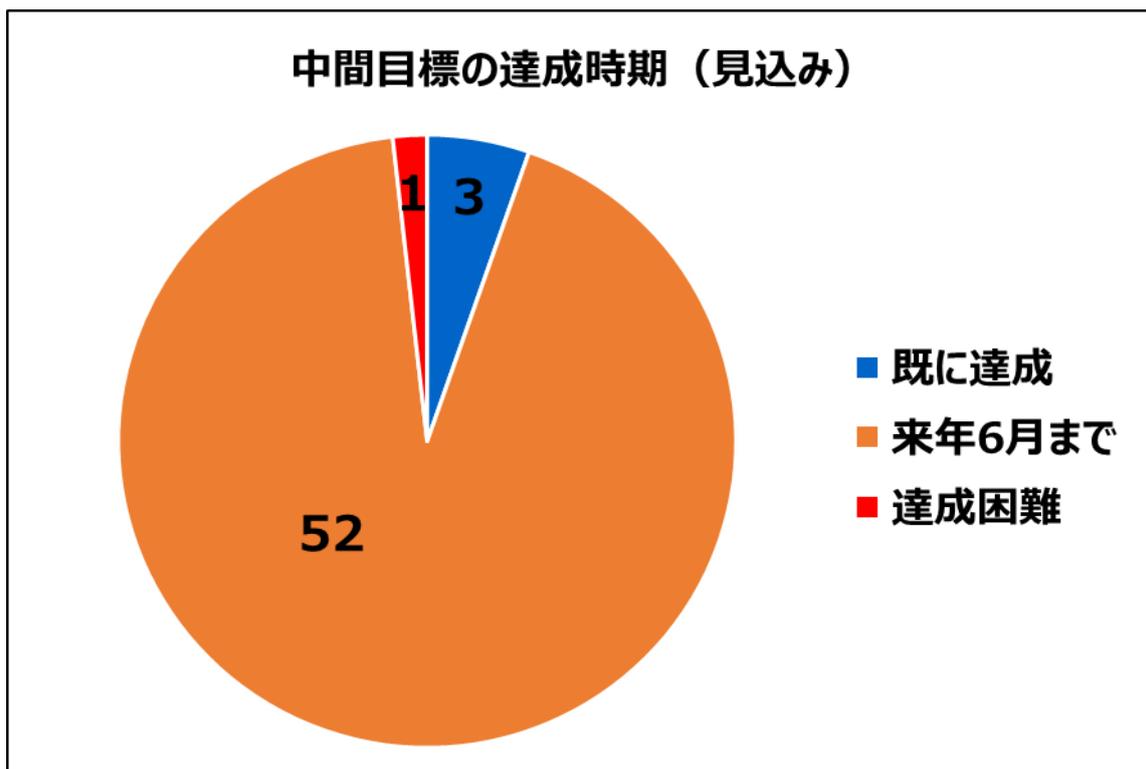
2023年度の外部調達量からみた達成率（実績ベース）	
調査時点での達成率	事業者数
100%以上	7者
75%以上100%未満	10者
50%以上75%未満	7者
25%以上50%未満	9者
0%より上で25%未満	12者
0%	11者
合計	56者

(達成時期に対する回答結果と達成困難事業者の理由)

回答事業者56者のうち、達成困難と回答した事業者は1者だった。達成困難と回答した理由としては、非化石証書を利用した環境メニューのリリースが後ろ倒しになったことにより、メニューの提供に伴って調達予定であった分の調達が困難であるため、とのことであった⁸。

⁸ 「達成困難」と回答した事業者に対しては、指導・助言を実施済。

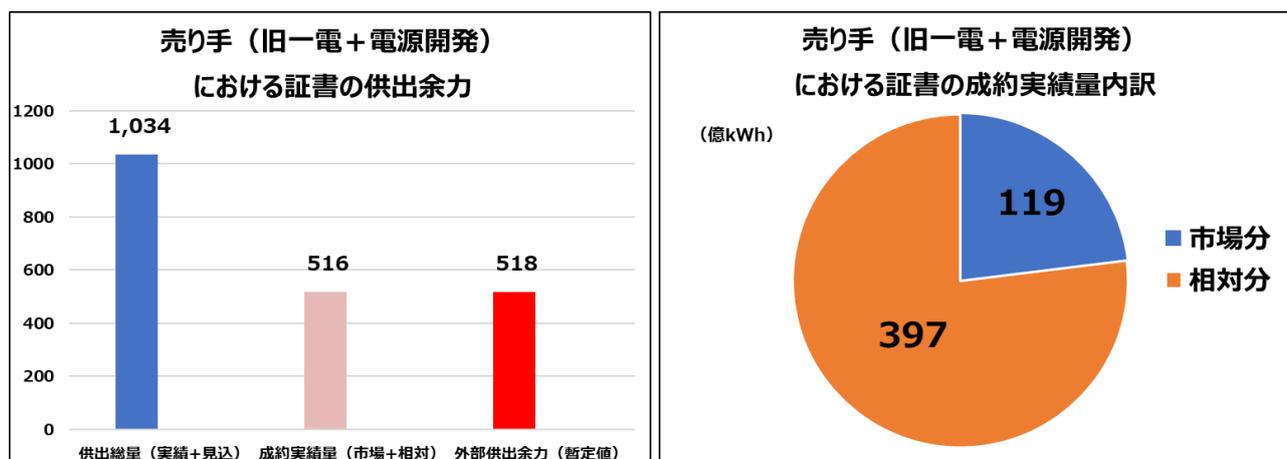
(参考図 2.1-12 達成時期に対する回答結果と達成困難事業者の理由)



(売り手(旧一電と電源開発)における供出余力と成約量内訳)

アンケート回答者である売り手(旧一電および電源開発)の、回答時点でのグループ外部供出余力(約518億kWh)を踏まえた将来の需給バランスは約1.21となった。なお、その後のオークションの参加については、参加予定が7者、不参加が1者、未定が3者であった。未定の理由は、供出量の精査中か、相対取引の販売量次第とのことだった。

(参考図 2.1-13 売り手(旧一電と電源開発)における供出余力と成約実績量内訳)



(第二フェーズに関する基本的な考え方)

高度化法は、一定規模以上の小売電気事業者に対し、2030年度の販売電力量のうち44%以上を非化石電源とすることを求めている。

一方、高度化法の下で各小売電気事業者に義務付けられた非化石証書の毎年度の調達目標は、事業者に対して徒に過大な負担を課すことのないよう、証書の需給状況に応じて定められている。

2023年度から始まる第二フェーズに関する基本的な考え方や化石電源グランドファザリングのあり方については、2022年の御議論を経て、概ね決定しているところである。

第二フェーズは、2030年、さらに2050年へのカーボンニュートラル社会の実現に向けた移行期と位置付け、一定の配慮措置は講じつつも、段階的に目標水準を高めながら、非化石電源側への維持・拡大を着実に促進していくことを基本的な考え方としている。

また、事業者間の非化石電源比率の違いを考慮した激変緩和措置である化石電源グランドファザリング(特例措置)についても、2030年に向けて段階的に漸減していく方針となっている⁹。

このような基本的な考え方も踏まえつつ、第二フェーズの2年目にあたる2024年度中間目標設定の前提となる証書の需給バランスについて議論を行った。

(2024年度の中間目標値の需給バランス)

第一フェーズの需給バランスを決める際には、供給側の減少リスクを過度にバランスに含めることによる売れ残りリスクを考慮しつつも、取引参加者への配慮として一定程度供給量に余裕を持たせることとし、最終的に需給バランスを1.2程度とした¹⁰。

第二フェーズは、段階的に目標水準を高めながら、非化石電源の維持・拡大を着実に促進することが基本的な方向性となっているところ、23年度の需給バランスについては、一定の余裕を持たせつつも、1.15程度(外部調達比率12.0%)とした。

24年度についても、第二フェーズの基本的な方向性を踏まえ、23年度比で更に目標水準を高める(＝外部調達比率を高める)こととした。

具体的には、第二フェーズにおいては、万が一需給ひっ迫が生じた際のFIT証書の代替活用も認めていることもあり、供給側の減少リスクを加味しつつも、24年度の需給バランスは1.10(外部調達比率:14.7%)とすることにした¹¹。

⁹ 第二フェーズの化石電源グランドファザリングの漸減方法は、毎年度の証書の需給バランスに与える影響を抑制する観点から、3年間を通じて同一とし、漸減率については、元来、小売電気事業者の非化石電源の調達環境に配慮して設定されたことを踏まえ、GFを設定した2018年度以降の小売電気事業者の平均的な非化石電源比率の変化を反映することとした。

¹⁰ 21年度の需給バランス1.18(外部調達比率:5%)、22年度の需給バランス1.19(外部調達比率:7.5%)。

¹¹ 利用した基本データ

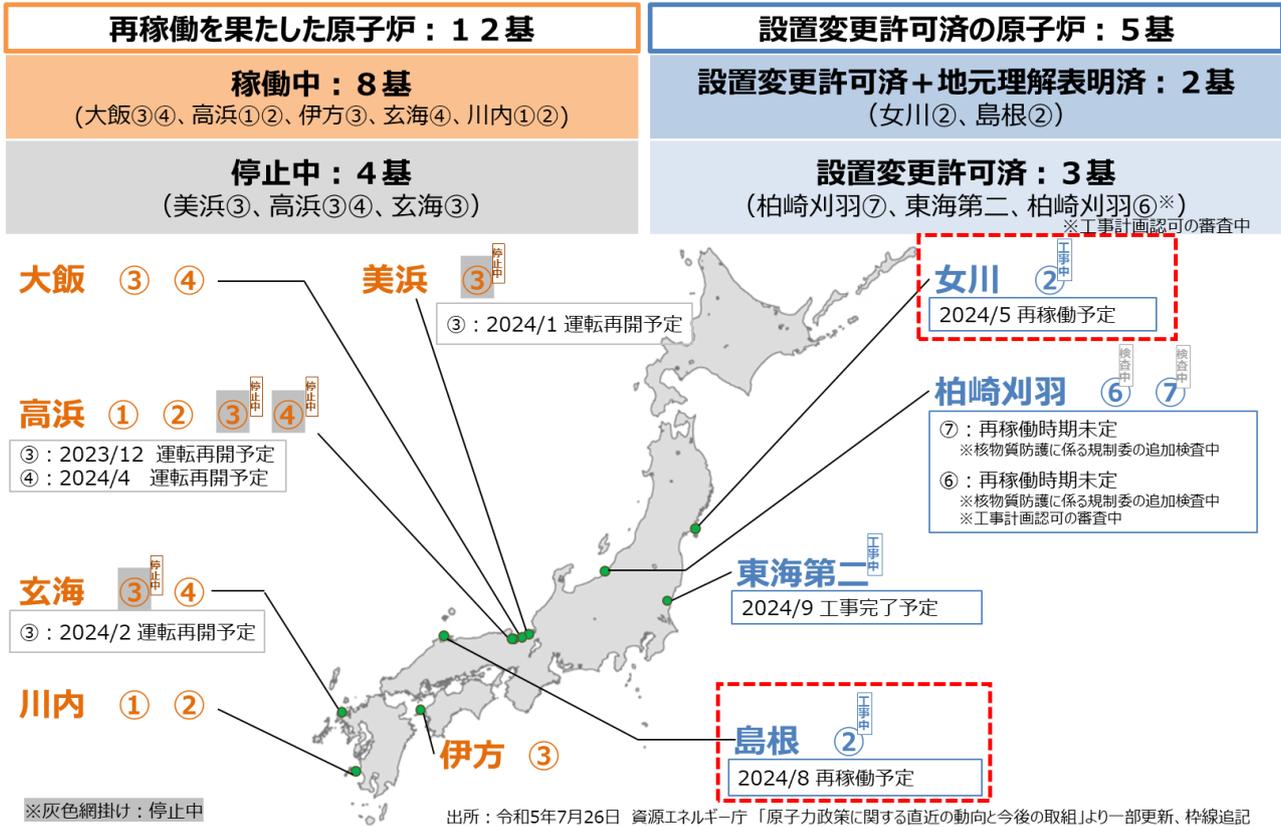
直近の2022年度供給計画取りまとめにおける、2023年度の全国大での非化石電源からの想定供給電力量および需要想定量を利用。

- 証書の供出量
上記供給計画における23年度の一般水力、原子力、太陽光、風力、地熱、バイオマス、廃棄物の供給電力量から、各社の内部取引量およびFIT発電量相当を控除した量が供出量。
- 需要想定量
上記計画における2023年度の電力需要量に、22年度の5億kWh以上のシェアを乗じた値。

なお、2024 年度の非 FIT 証書の需給バランス検証における基本データである、直近の 2023 年度供給計画とりまとめにおいては計上されていないものの、現時点で 24 年度に稼働する可能性のある相対的に出力の大きな非化石電源¹²が存在する。

(参考図 2.1-14 再稼働済の原子炉と設置変更許可済の原子炉)

2023年12月19日時点



(2024 年度における需給バランスの検証結果)

証書の供給量と需要量のバランス検証を行った結果は以下の通り。

証書供給量約 1,345 億 kWh に対し、外部調達比率を 12.0%—15.0%の幅で区切り需給バランスを確認すると、2024 年度における証書の需給バランス(比率)は大凡 1~1.4 程度となった(購入率は 23 年度の 12.0%から需給バランスが 1.0 程度までの範囲とした)。

- 内部取引量
GF 設定基準年(2018 年度)における全国平均の非化石電源比率から 6%引き下げた値又は各報告対象事業者の非化石電源比率を用いて、内部取引量を算定。
- FIT 発電量想定量
2021 年度の年間買取実績を基に、22 年度と 21 年度の第一四半期(4-6 月期)の発電増加率を乗じて、23 年度の推計値とした。

¹² 女川原子力 2 号、島根原子力 2 号。稼働した場合は 24 年度の非 FIT 証書の供給に与える影響は概算で 100 億 kWh 程度、24 年度の需給バランスは 1.2 程度となる(外部調達率を 14.7%とした場合)。

(参考図 2.1-15 2024 年度における需給バランスの検証結果¹³⁾)

証書の需給バランス検証

単位：億kWh

	外部調達購入率	外部調達購入量・・a	証書供給量・・b	需給バランス (b/a)
	16.0%	1,327	1,345	1.01
	15.0%	1,244	1,345	1.08
外部調達	14.7%	1,220	1,345	1.10
購入率	14.0%	1,161	1,345	1.16
	13.0%	1,079	1,345	1.25
	12.0%	996	1,345	1.35

(2023 年度未達事業者への対応方針)

第一フェーズの達成率が特に低かった未達事業者を中心に、4 者に対して第二フェーズの進捗と目標達成に向けた取り組み状況についてヒアリングを行った。

2 者については、23 年度の目標達成に向けて必要量の証書を調達することが会社の方針として決定している一方で、残り 2 者については現時点では調達方針が確定していないとのことであったため、必要量の調達に向けた指導・助言を実施した¹⁴。

23 年度より 3 年度の評価から単年度の評価になり、2023 年 9 月頃に実施した高度化法アンケートからも、相対取引も含めて、多くの事業者が計画的に非 FIT 証書を調達していることが確認された。

また、第 1 回、第 2 回の高度化法義務達成市場オークションの結果を見ても、いずれも需給状況は安定しており、最低価格(0.6 円)での約定となっている。

23 年度より単年度評価となり計画的な調達が必要になることは事前に把握可能であったことや、足元の高度化法義務達成市場における需給状況を踏まえると、23 年度の未達事業者に対しては、より厳しいスタンスで臨む必要があると考えられる。

このような点も踏まえ、第二フェーズ以降は、未達成者且つ配慮事項の無い事業者については、達成状況が著しく不十分であるとして、高度化法に基づく非化石証書の調達を勧告¹⁵することを基本的な取扱いとすることとした。

(非化石価値取引における公平な調達環境の確保)

2022 年度非化石価値取引に関する監視結果報告において、非化石価値取引における内外無差別を

¹³ 証書供出量（供給）と外部調達購入率（需要）によるマトリクス表。表内の数値は供給量÷需要量。1 を超えている場合は供給>需要となる。

¹⁴ なお、ヒアリングにおいて、経営状況や再エネメニューの販売状況に応じて証書の調達可否を判断するといった考え方も確認されたが、高度化法の義務履行に向けた証書調達については、それらに依存するものではなく、義務的経費として見込むべきである点、改めて認識が必要である。

¹⁵ 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いた上で、勧告に係る措置をとることを命ずることになり、当該命令にも違反した場合は罰則の対象となる。（高度化法第 8 条 2 項、第 21 条）

更に徹底し、小売電気事業者に調達機会が公平に確保される環境を整備することが必要との見解が示された。

具体的には、内部取引価格の設定やオークションへの供出量のあり方などが検討事項として例示された。

非化石価値の取引において、小売事業者に公平な調達機会が確保されることは、制度の大前提である。このため、制度開始時に旧一般電気事業者等と新電力との間で非化石比率に大きな差異があったことを踏まえ、一定の制度的措置を講じている。

具体的には、旧一般電気事業者等に対し、内部取引により調達した証書の目標達成への利用を一定量までしか認めないことにより、結果的に、すべての小売事業者が同比率の証書を外部から購入することを担保している。

こうした中で、内外無差別を更に徹底し、旧一般電気事業者等に対し、内部取引価格の設定を求めていくことについての考え方を議論した。

また、オークションへの供出量のあり方の見直しや¹⁶、2022 年度において、旧一般電気事業者等によるグループ外取引量の 8 割超が相対契約であることを踏まえ、その販売方法について更なる透明性を確保する必要性についても議論を行った。

(証書収入と使途の内容について(2022 年度))

非化石価値取引制度においては、非化石証書の売り手のうち、旧一般電気事業者であった発電事業者および電源開発については、外部への証書販売収入がある場合、証書販売収入の使途について、資源エネルギー庁に報告することを求めている。

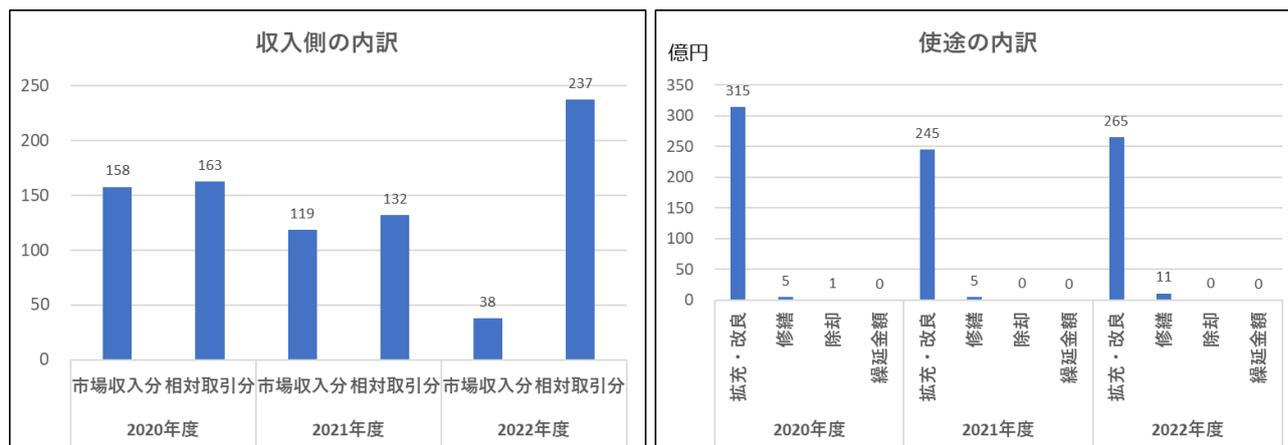
使途の内訳では、拡充・改良については、主に水力発電所の大型改修(リプレース)や地熱発電所の新規調査、原子力発電所の安全対策工事などがあつた。

修繕については、主に水力発電所の堆砂処理作業やえん堤修繕等などがあつた¹⁷。

¹⁶ 第 2 フェーズ以降は化石電源グランドファザリングが漸減していくことに伴い、各社の内部取引可能エネルギーも減少していくことになる。

¹⁷ 除却については、水力発電所の改修に伴う関連除却等。また、「繰延金額」は今年度から追加した項目。

(参考図 2.1-16 収入側の内訳と使途の内訳)



18

(トラッキングの現状)

非化石価値の取引市場は、2016年のエネルギー供給構造高度化法(高度化法)における非化石電源比率目標の見直しを受けて、小売電気事業者による高度化法の義務履行を後押しする仕組みとして創設された。

その後、国際的な環境意識の高まりなどを背景に、需要家による再エネ価値の訴求手段としてのニーズが増大。需要家からは、再エネの電源種や所在地などを示すトラッキング情報を証書に付すことを求める声が多くなった。

このため、2021年の再エネ価値取引市場の創設にあわせて、FIT証書については全量トラッキング化。また、非FIT証書についても、順次トラッキング化を進めてきている。

一方、FIT証書のトラッキング主体は、2019年以降、約3年弱の国による実証を経て、トラッキングの利便性の更なる改善に向けて、2022年度第1回オークションから、日本卸電力取引所(JEPX)が実施。

再エネ価値取引市場における約定量の増加に伴い、トラッキング需要及びトラッキングの参加事業者は増加しており、今後も着実な増加が見込まれる。

(トラッキングの課題と今後の在り方)

現行の市場取引分に係るトラッキングは、非化石目標等を定める高度化法の下で、電源の性質によらず非化石の価値が等しいことを踏まえ、非化石証書の購入者に対し、希望する非化石電源の属性情報(電源種、所在地等)を約定後に無償で付与している。

その結果、現在の約定価格には、非化石電源の属性に応じた非化石価値の差異が反映されていない。

また、足元では、再エネのトラッキング情報に対する需要が拡大する一方、特定の属性情報を有するFIT証書について、購入者の希望量に対して割当可能量が不足することも生じている。

こうした状況を踏まえ、現行のトラッキングの在り方を見直し、非化石電源の属性情報ができる限り証書価格に反映されるよう、証書の購入者が入札時に希望する非化石電源の属性情報を明確化することと

¹⁸ 一部事業者は証書収入以上の非化石電源への投資を行っているが、その場合は証書収入分までを反映。また、使途の内訳については、各社毎の考え方にに基づき収入を配分。年度の区切り方については、各社の会計年度に基づく。

した。

あわせて、市場取引分に係るトラッキング情報の割当可能量をできる限り増やすこととした。

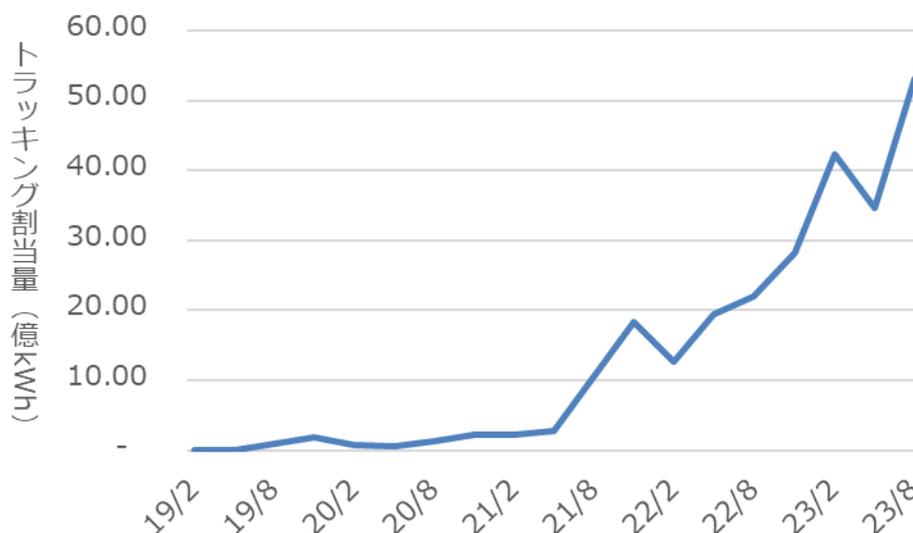
(FIT 証書のトラッキングの現状と課題)

FITトラッキングの割当量は年々増加しており、直近 23 年 8 月分オークションにおけるトラッキング割当量(53 億 kWh)は、昨年 8 月オークションにおける割当量(22 億 kWh)の 2 倍超となっている。

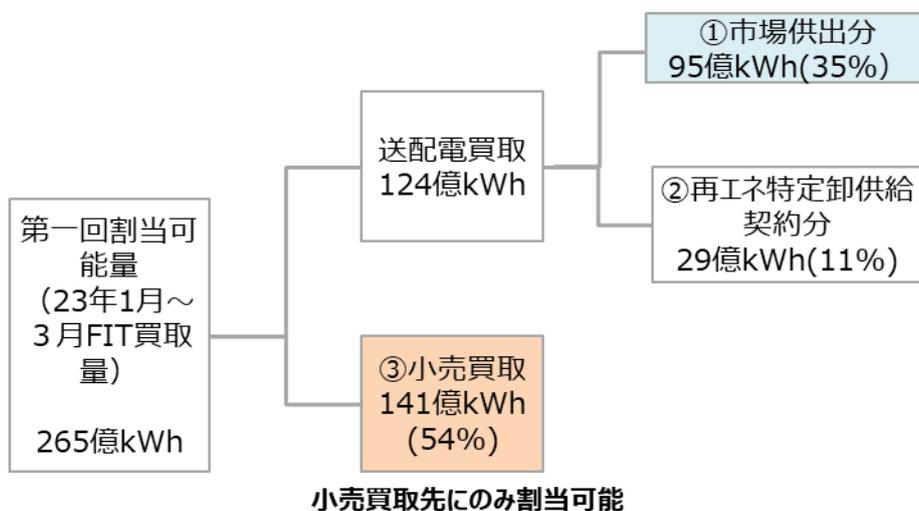
また、直近 23 年 8 月分のオークションにおいて、例えば、福岡(太陽光)のトラッキング情報について、割当希望量(需要)が割当可能量(供給)を上回るにより希望量の割当ができない状況も発生している。

FIT トラッキングの割当可能量の内訳を見ると、小売買取分が全体の半数余りを占めるほか、再エネ特定卸供給契約分が全体の約1割を占め、希望する小売事業者への任意の割当可能量は、売り入札全体の約 1/3 にとどまっている。

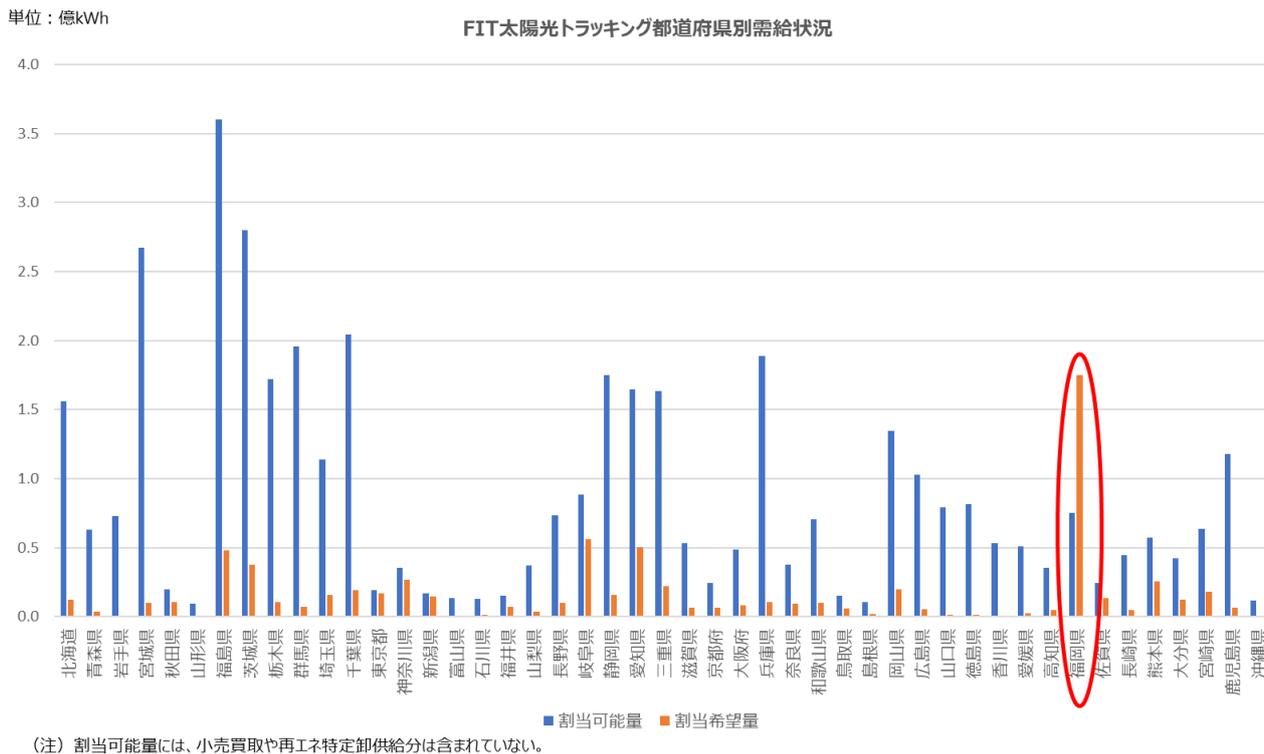
(参考図 2.1-17 FITトラッキング割当量の推移)



(参考図 2.1-18 FITトラッキング割当可能量(供給)の内訳)



(参考図 2.1-19 都道府県別 FIT トラッキングの需給状況(太陽光))



(非 FIT 証書のトラッキングの現状と課題)

現状、市場取引分の非 FIT 証書については、事前に発電事業者がトラッキングを希望しない限り、トラッキング情報が付与されない。

こうした中で、トラッキング情報の有無は市場での約定価格に直接関係がなく、発電事業者にとってトラッキングを希望するメリットがないことなどから、市場取引分のトラッキング付与率は、約 7%にとどまっている。

一方、相対取引分の非 FIT 証書のトラッキング付与率は約 32%であり、市場取引分を大きく上回るものの、FIT 証書のトラッキング付与率(約 78%)の半分以下である。

なお、再エネ指定のない非 FIT 証書はトラッキングは、トラッキングの対象外となっている。

(参考図 2.1-20 非 FIT 証書のトラッキングのフローとトラッキング付与率)



(トラッキング見直しの論点と検討の進め方)

トラッキングの見直しに際しては、以下の論点を中心に、検討を深めていくこととした。

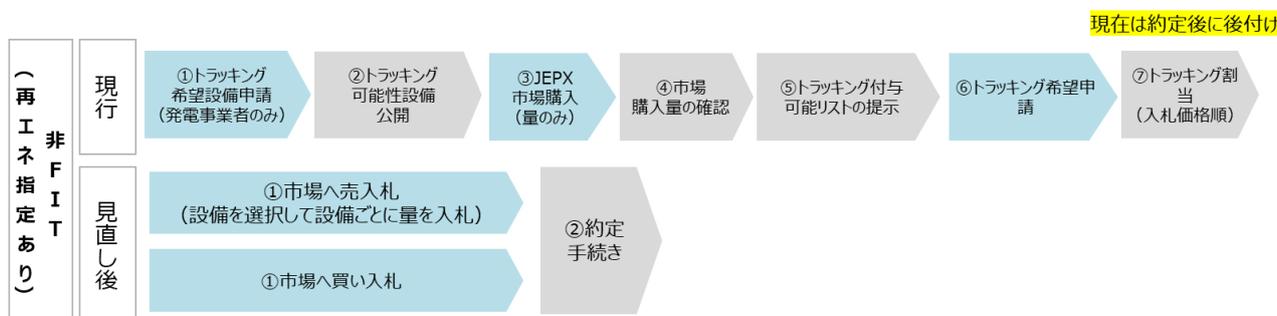
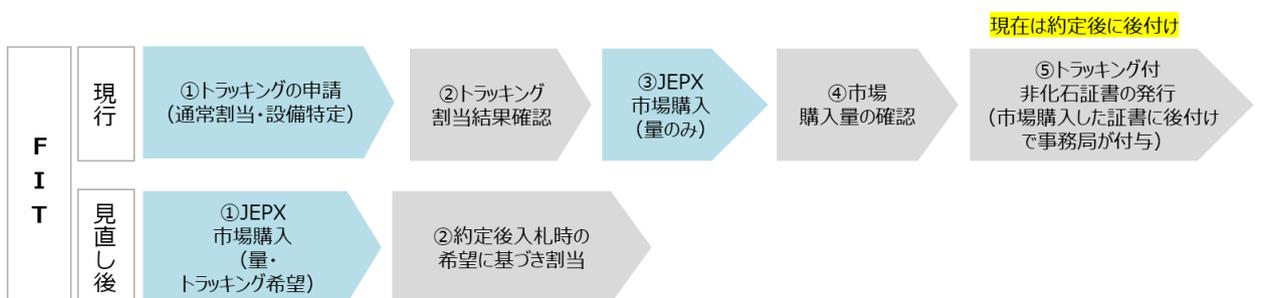
- 論点① トラッキングの対象
- 論点② 現行の優先割当ての扱い(FIT 証書)
- 論点③ 入札方法・約定ルール

一方で、これまで着実にニーズの増大しているトラッキングの見直しは、小売事業者はもとより、発電事業者や需要家など、幅広い関係事業者の実務に広く影響が及ぶ。

このため、事業者からヒアリングを行うほか、必要に応じ、アンケートを実施するなど、関係者の意見を丁寧に確認しつつ、年内を目途に見直しの具体策をまとめていくこととした。

なお、今回のトラッキング見直しに際しては、JEPX 側の実務変更に伴う年会費や売買手数料の見直し、発電事業者の会員登録の義務化などもあわせて検討を行う予定である。

(参考図 2.1-21 トラッキング見直しのイメージ)



(トラッキングの対象)

現状、再エネ指定のない非 FIT 証書はトラッキングの対象外である。これは、現行の「後付け」トラッキングの仕組みの中で、これまでのところ、これらの非 FIT 証書について、小売事業者からトラッキングの希望がなかったことによる。

他方、最近では、トラッキングのニーズが生じる兆しがあり、今後は水素やアンモニアに由来する非 FIT 証書に対するトラッキングのニーズが生じると見込まれる。

このため、再エネ指定のない非 FIT 証書についても、トラッキング対象とすることとした。

また、現在トラッキング対象である再エネ指定のある非 FIT 証書であっても、市場取引分については、事前に発電事業者がトラッキングを希望しない限り、トラッキング情報が付与されない。

今後、トラッキングのニーズが高まると見込まれる中、買い手(小売事業者)の選択肢を拡大する観点から、売り手(発電事業者)に与える影響等を確認しつつ、非 FIT 証書について全量トラッキングを行う方向で、検討を深めていくこととした。

なお、相対取引も行われる非 FIT 証書について、仮に属性情報を付すこととした場合でも、入札時点では、どのような属性情報を有する証書が売りに出されるか、買い手が把握することは難しい。

よって、買い手が入札時点で属性情報の希望を出す一助とするため、例えば、過去の非 FIT 証書の売り入札の属性情報を開示することを検討することとした。

(現行の優先割当ての扱い(FIT 証書))

現行の FIT 制度の下で、以下の場合においては、小売事業者が市場を介さずに特定の FIT 電源から電気を調達している。

- 一般送配電事業者が発電事業者から買い取った上で、契約に基づき、特定の小売事業者が供給先となる場合(特定卸供給)
- 全量送配電買取となる以前に小売事業者が義務的に買い取っていたものが継続している場合(小売買取)

現状、特定卸供給または小売買取の対象となっている FIT 電源のトラッキング情報は、当該特定卸供給者または小売買取義務者に対してのみ付与される。

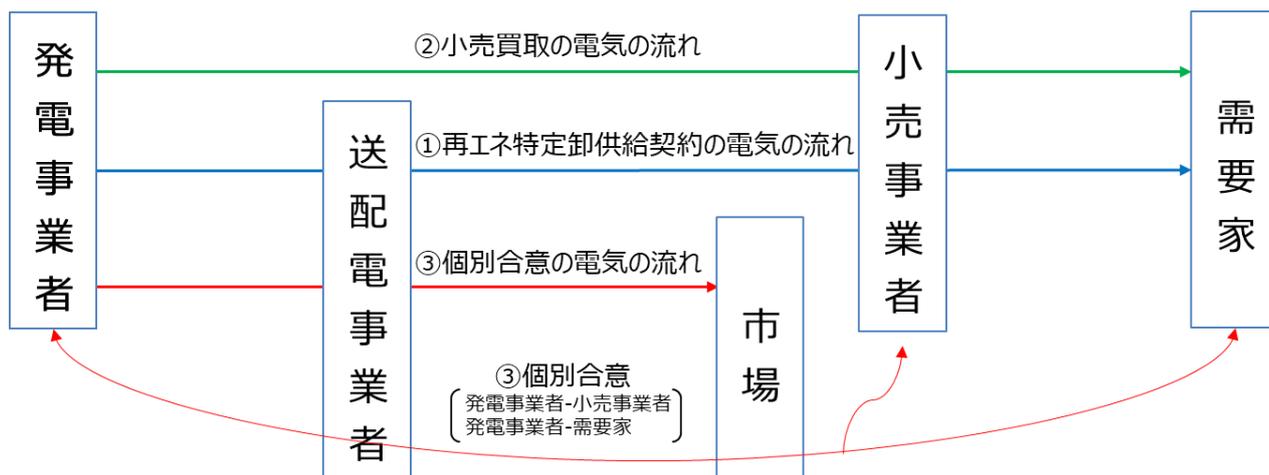
これは、FIT 電気の属性情報と FIT 証書のトラッキング情報が異なると、小売事業者が需要家に再エネ価値を訴求する際、無用な誤解や混乱を招くおそれがあると考えられたためである。

こうした中で、FIT 電源の電気としての属性情報と、FIT 証書に附随する非化石電源のトラッキング情報の関係について、どのように考えるかに関して議論を行った。

その上で、電気の価値と環境価値を区分することとした非化石証書の趣旨も踏まえつつ、これまでの整理との整合性も取る必要がある中で、どのような対応があり得るかという点についても議論を行った。

なお、現状、市場を介して取引されている FIT 電源のトラッキング情報については、オークション前に小売事業者または需要家が発電事業者と個別に合意形成した場合、当該小売電気事業者または需要家は特定設備の属性情報を優先的に得ることができることになっており、この扱いについても、検討を深めていく必要があるとされた。

(参考図 2.1-22 FIT 証書の優先割当(3類型))



(入札方法・約定ルール)

トラッキングの見直しに際しては、小売事業者がトラッキング情報の希望を入札時に示すことが求められるようになることを踏まえ、入札方法や約定ルールについても、見直しを行う必要があるとされた。

例えば、入札に際し、小売事業者は、どのような粒度(電源種、発電所の所在地、運転開始後の年数等)で希望を出せるようにするか。また、希望に応じた証書の供給量が不足する場合、どのような約定ルールとするか。

※仮に複数の希望を出せるようにした場合にも、いずれの希望も満たされなかった場合の扱いが課題となる(例えば、約定させない、あるいは、希望外で約定させるなど)。

こうした入札方法や約定ルールは、現実には非化石証書のトラッキング情報を活用している小売事業者や需要家の実務に多大な影響を及ぼすことが見込まれた。

このため、見直しに当たっては、小売事業者や需要家の意見を聴取しつつ、市場参加者の利便性の向上や取引の効率性の確保等の観点から、検討を深めていくこととした。

(トラッキング見直しに関する事業者アンケートの実施)

2023年9月11日の作業部会においては、非化石価値取引におけるトラッキングの課題と今後の在り方について議論を行い、トラッキングの見直しの方向性について、概ね御賛同いただいた。

一方で、トラッキングの見直しは、小売事業者はもとより、発電事業者や需要家など、幅広い関係事業者の実務に広く影響が及ぶ。このため、事業者からヒアリングを行うほか、必要に応じ、アンケートを実施するなど、関係者の意見を丁寧に確認しつつ、年内を目途に見直しの具体策をまとめていくこととされた。

そこで、事業者からのヒアリングやアンケートを行った結果を報告の上、FIT証書の優先割当の見直しの方向性等について、議論を行った。

(アンケートの概要)

2023年10月27日～11月10日にかけて、日本卸電力取引所(JEPX)の非化石価値取引会員である小売電気事業者266者と、会員・非会員の非FIT発電事業者および特定卸供給事業者147者を対象にアンケートを実施した。

小売電気事業者 176 者、非 FIT 発電事業者および特定卸供給事業者 123 者から回答をいただいた。主なアンケート内容はそれぞれ下記のとおりであり、以下ではトラッキング見直しの論点に関する質問と、その回答結果のみを掲載している。

(参考図 2.1-23 主なアンケート内容)

<p><小売電気事業者宛て></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全量トラッキングのニーズ ・トラッキング情報の活用方法 ・優先割当の見直し ・入札、約定ルールの見直し ・非化石価値取引会員会費、手数料 	<p><発電・特定卸供給事業者宛て></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全量トラッキングによる懸念点 ・入札、約定ルールの見直し ・非化石価値取引会員会費、手数料
---	--

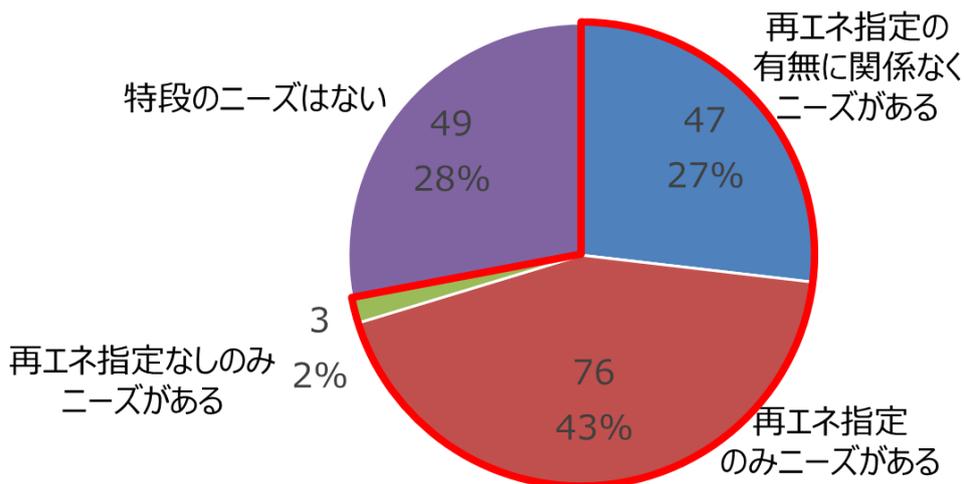
(アンケート結果)

(非 FIT 証書の全量トラッキングに対するニーズ 小売電気事業者の回答)

非 FIT 証書の全量トラッキングについて、「再エネ指定の有無に関係なくニーズがある」「再エネ指定のみニーズがある」「再エネ指定なしのみニーズがある」を合わせて、小売電気事業者の約 70%が「ニーズがある」との回答であった。

(参考図 2.1-24 非 FIT 証書の全量トラッキングに対するニーズ 小売電気事業者の回答)

Q1. 非FIT非化石証書について、現在、再エネ指定のない証書はトラッキングの対象外であり、再エネ指定のある証書も発電事業者が希望しない場合は対象外ですが、仮にこれらを含めて全量がトラッキングの対象となる場合、ニーズはありますか。
(単一選択)



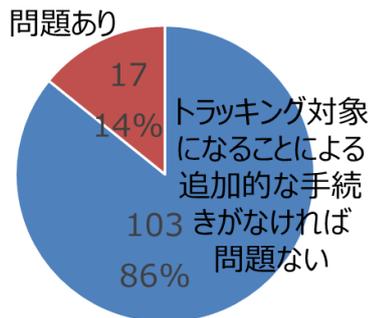
(非 FIT 証書の全量トラッキングに対するニーズ 発電事業者の回答)

発電事業者においては、「トラッキング対象になることによる追加的な手続きがなければ問題ない」との回答が約 90%であった。

「問題あり」と回答した発電事業者は 10%強であり、不特定の小売事業者・需要家にトラッキング情報を活用・公表されることによるレピュテーションリスクへの懸念が主であった。

(参考図 2.1-25 非 FIT 証書の全量トラッキングに対するニーズ 発電事業者の回答)

Q1. 非FIT非化石証書について、現在、再エネ指定のない証書はトラッキングの対象外であり、再エネ指定のある証書も発電事業者が希望しない場合は対象外ですが、仮にこれらを含めて全量がトラッキングの対象となる場合、懸念はありますか。(単一選択)



「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- トラッキング情報のなかには、発電事業者名などといった情報が含まれていることから、そうした情報が自社の知らぬ間に全くなかかわりのない小売電気事業者に共有され、活用されることに抵抗感を感じる発電事業者もいると思われます
- レピュテーションにご配慮いただき、現行のFIT証書同様に公表時は発電側の同意をとる仕組みとして頂きたい
- 一般論として、自社発電所のトラッキングが面識のない小売事業者や需要家の手に渡ることは、気持ち悪さを感じる面がある
- ごみ発電（非バイオマス分）の価値が分からない（マイナスイメージになる懸念がある）ため
- 不特定多数の購入者が存在する非FIT非化石証書の市場取引において、トラッキング情報の公言を差し控えたいため
- トラッキング利用に伴う手数料導入に注視します
- 電源開発時の立地交渉において、地元地域への電力供給を前提に交渉を行っている電源もあり、そういった電源の地権者等への影響や今後の再エネ電源開発における立地交渉への影響についても留意が必要。

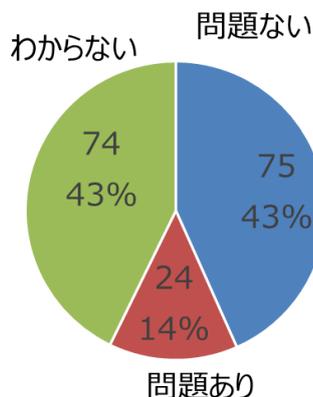
(入札方法・約定ルールの見直し 小売電気事業者の回答)

入札方法・約定ルールの見直しについて、小売電気事業者は、「問題ない」が 40%であるのに対して、「問題あり」は約 10%であった。

「問題あり」とした事業者は、事務処理負担の増加や、特定のトラッキング情報を必要量取得できなくなることを懸念する声の主であった。

(参考図 2.1-26 入札方法・約定ルールの見直し 小売電気事業者の回答)

Q14. 入札方法・約定ルールについて伺います。電源種（及びRE100対応）を選択の上、特定設備または都道府県を選択する方法について、どのようにお考えでしょうか。(単一選択)



「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- 人気のある電源種や地域由来の属性については必要量を取得できなくなる懸念があると考え
- 設備数が数百件を超え、事務処理負担が増加
- その発電所由来の非化石証書の価値を見込んで契約を結んだ発電者・小売事業者の予見性を下げることになる
- 競合他社の発電所指定サービスを妨害するようなこと(公開されている指定発電所の狙い撃ち)も理論上可能になる
- 当社グループが運営する特定設備のトラッキング情報を確実に得られる方法ではないため

「問題ない」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- RE100対応/発電種別の指定/都道府県 が指定できれば 大抵の需要家のニーズに対応できると考えるため
- 電源の性質に応じた電源価値の差異を反映できるようにするため、選択ができるようにするのが望ましい
- 電源種とどこで発電されたかがわかれば需要家目線では安心すると考えられるため

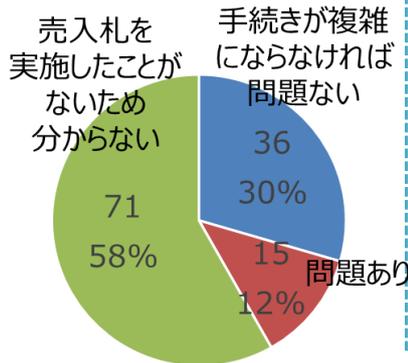
(入札方法・約定ルールの見直し 発電事業者の回答)

入札方法・約定ルールの見直しについて、発電事業者は、「手続きが複雑にならなければ問題ない」が約 30%であるのに対して、「問題あり」は約 10%であった。

「問題あり」とした事業者は、トラッキング情報の管理の複雑化や、証書の売れ残りを懸念する声が多くあった。

(参考図 2.1-27 入札方法・約定ルールの見直し 発電事業者の回答)

Q2. 非FIT証書の市場取引における入札について、今後は、証書にトラッキング情報が付いた状態で入札を行う方式に変更し、属性ごとに買入札価格の高い札から割り当てられる方式への変更を検討していますが、懸念はありますか。(単一選択)



「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- 相対取引においても、発電所毎のトラッキング情報の管理が必要となる等、証書管理が煩雑となることが懸念される
- 買入札側が希望する属性情報が売り切れ、同じ売り入札価格の異なる属性情報が売れ残っている場合、約定有無の扱いがどうなるか等、約定ロジックの整理が必要
- 当社が把握していない事業者がトラッキング情報がついた非化石価値を取得する可能性もあることから、当社の同意なくトラッキング情報を公表していないか監視ができなくなることから、公表にあたっては、発電事業者の同意を要する仕組みづくりとしていただきたい
- トラッキング価値を適切に価格に反映するため、市場の上下限価格の見直し（値上げ）やマルチプライスオークションの採用、トラッキング価値単独の市場を別途設けるなど、トラッキング価値が適切に評価されるような対策を講じていただきたい
- RE100対応のために非FIT証書を購入する場合、古い設備の証書が売れ残る可能性が高い
- 全量売り入札が強制されることのない制度設計であれば問題なし。

(再エネ特定卸供給契約の FIT 優先割当 問題の有無)

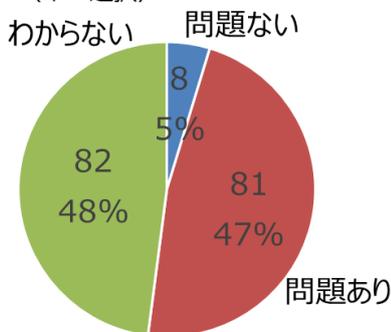
再エネ特定卸供給契約の優先割当をなくした場合に問題があるかどうかについて、「問題あり」と回答をした小売電気事業者が約 50%であった一方、「問題ない」と回答した小売電気事業者は約 5%であった。

「問題あり」とした小売電気事業者は、現状維持を望むケースが多く、理由としては、産地を特定した小売メニューの販売ができなくなる可能性や、優先割当が廃止された場合のコスト増への懸念等があった

¹⁹。

(参考図 2.1-28 再エネ特定卸供給契約の FIT 優先割当 問題の有無)

Q11. 仮に設備特定申請（再エネ特定卸供給契約）の優先割当をなくし、割当てを応札価格で決めるとした場合、どのようにお考えでしょうか。(単一選択)



「問題ない」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- RE100に準拠した証書の選択の幅が増えるため
- 環境価値自体は応札価格で決まるという理解のため
- より高い価格での応札を行った事業者に割当てが行われることによって再エネ導入促進が図られると思います

「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- 電力だけでなく、環境価値の地産地消も行いたい場合に阻害要因となる
- 特定卸契約による企業間の取引や信頼関係、コストを考えると、従来企業努力により FIT電源調達を進めてきた事業者にとって不平等な制度変更である
- 嫌がらせ目的や、類似名称・番号の誤りにより、関係のない事業者がトラッキング情報を取得してしまう等のリスクがございます
- 現行制度（トラッキング自体にフィーは発生しない）を元に需要家とも小売契約を締結しており、負担増加を許容することが難しいため
- 再エネ特定卸供給契約している発電所の非化石証書は小売りに帰属するものと契約を結んでいるため

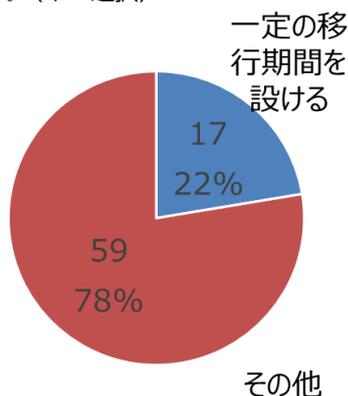
¹⁹ FIT トラッキング付証書を調達している事業者のうち約 5 割が再エネ特定卸供給契約による優先割当を利用している。

(再エネ特定卸供給契約の FIT 優先割当 問題解決策)再エネ特定卸供給契約の優先割当をなくした場合の問題解決策については、「一定の移行期間を設ける」と回答した小売電気事業者が約 20%であった。「その他」と回答した小売電気事業者は、優先割当の存置を望む声が多かった。

具体的な移行期間については、1年以上が6者、2年以上が4者、5年程度が2者であった。

(参考図 2.1-29 再エネ特定卸供給契約の FIT 優先割当 問題解決策)

Q12. Q11で「問題あり」を選択した事業者様にお聞きします。どのようにすれば、問題を解決できますか。(単一選択)



「その他」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- 設備特定申請に条件を電気の特定期卸供給を締結している事業者のみとする。その他は通常割当のみとし属性情報は市町村レベルまで。
- 設備特定申請（再エネ特定卸供給契約）の優先割当を存置する。
- 価格以外の方法で、調達の不確実性を担保する
- 今まで通りで良い、必要であれば別途特定手数料を取ればよい
- 発電事業者の意向が証明できる場合には優先出来る様にしていきたいと考えます
- 特定卸供給分の証書の取得意思を毎回提出させる。取得意思のないものは優先割り当てを外す

具体的な移行期間について、その他の御意見（抜粋）

- 既に割り当てているものについては優先割当を維持
- 需要家との契約の見直しができる期間を設ける

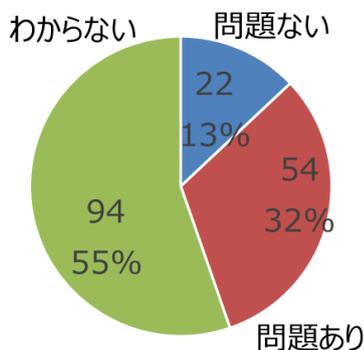
(小売買取の FIT 優先割当 問題の有無)

小売買取の優先割当をなくした場合に問題があるかについて、「問題あり」と回答をした小売電気事業者が約 30%であった一方、「問題ない」と回答した小売電気事業者は約 10%であった。

「問題あり」とした小売電気事業者は、制度の現状維持を望む声が多く、小売買取の関係にある立場を前提に取引条件を固めているケースが見て取れた²⁰。

(参考図 2.1-30 小売買取の FIT 優先割当 問題の有無)

Q9.仮に設備特定申請（小売買取）の優先割当をなくし、割当てを応札価格で決めるとした場合、どのようにお考えでしょうか。(単一選択)



「問題ない」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- トラッキング情報の価格を含めた応札額での競争となるため、それはそれで適正な競争ではないか。
- より高い価格での応札を行った事業者に割当てが行われることによって再エネ導入促進が図られると思います。

「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- 弊社は特定の発電設備の環境価値を付与することを謳った小売り料金メニューを展開しており、メニューの存続に関わる
- 小売買取先の発電事業者との契約（調達価格、諸運用）について、本トラッキングスキームを考慮の上決定している為、契約内容の見直しを含む協議が必要な為

²⁰ FIT トラッキング付証書を調達している事業者のうち約 2 割が小売買取による優先割当を利用している。

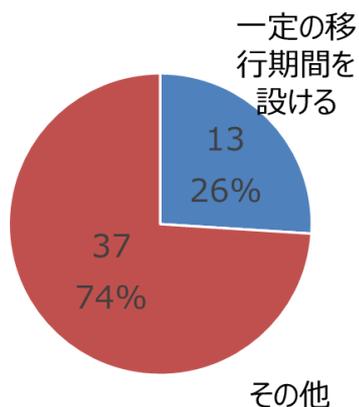
(小売買取の FIT 優先割当 問題解決策)

小売買取の優先割当をなくした場合の問題解決策については、「一定の移行期間を設ける」と回答した小売電気事業者が約 30%であった。「その他」と回答した小売電気事業者は、優先割当の存置を望む声が多かった。

具体的な移行期間については、1 年以上が 5 者、2 年以上が 3 者であり、他にも FIT 期間満了までや、各社に契約期間を聞き取って設定するのが望ましいとの声もあった。

(参考図 2.1-31 小売買取の FIT 優先割当 問題解決策)

Q10. No.9で「問題あり」を選択した事業者様にお聞きます。どのようにすれば、問題を解決できますか。(単一選択)



「その他」と回答した事業者の御意見 (抜粋)

- 本当の意味で平等に競争できるのであればよい
- 価格以外の方法で、調達の不確実性を担保する
- その他は通常割当のみとし属性情報は市町村レベルまで。
- 既存契約に基づき需要家に提供される量については優先割当を継続する
- 今まで通りで良い、必要であれば別途特定手数料を取ればよい

具体的な移行期間について、その他の御意見 (抜粋)

- FIT期間満了まで
- 既に割り当てているものについては優先割当を維持

(個別合意による FIT 優先割当 問題の有無)

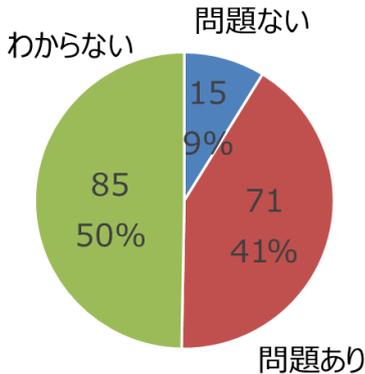
個別合意の優先割当をなくした場合に問題があるかについて、「問題あり」と回答をした小売電気事業者が約 40%であった一方、「問題ない」と回答した小売電気事業者は約 10%であった。

「問題あり」とした小売電気事業者は、制度の現状維持を望む声が多く、個別合意の関係にある立場を前提に取引条件を固めているケースが見て取れた²¹。

²¹ FIT トラッキング付証書を調達している事業者のうち約 4 割が個別合意による優先割当を利用している。

(参考図 2.1-32 個別合意による FIT 優先割当 問題の有無)

Q7.仮に設備特定申請（個別合意）の優先割当をなくし、割当てを応札価格で決めるとした場合、どのようにお考えでしょうか。（単一選択）



「問題ない」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- トラッキング情報の価格を含めた応札額での競争となるため、それはそれで適正な競争ではないか。
- より高い価格での応札を行った事業者に割当てが行われることによって再エネ導入促進が図られると思います。

「問題あり」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- 個別契約で環境価値込みとしているのに、割当てを応札価格で決めるとなると買えなくなる場合が生じる可能性があるから
- 優先割当が廃止されると、需要家ニーズの高い発電所指定を条件とした小売メニューについて、落札できず商品性を毀損する可能性が発生する
- 自社のFIT発電所のトラッキング情報を使用しているが、現行制度（トラッキング自体にフィーは発生しない）を元に需要家とも小売契約を締結しており、負担増加を許容することが難しいため。
- 個別合意によって需要家および小売電気事業者が特定の証書を調達することで、発電事業者への対価や関係性という面で、需要家の証書調達ポリシーに則した電源の開発や創意工夫した再エネメニューの開発が促されるため、個別合意の仕組みは継続していただきたい。また、個別合意により発電事業者へ対価を支払っており、現行契約における取扱いに問題が生じる

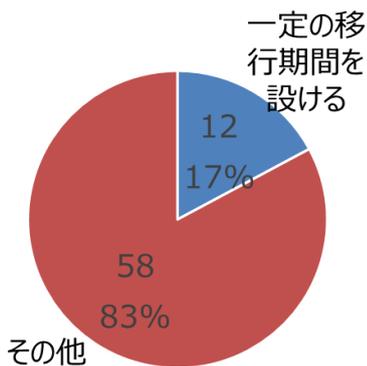
(個別合意による FIT 優先割当 問題解決策)

個別合意の優先割当をなくした場合の問題解決策については、「一定の移行期間を設ける」と回答した小売電気事業者が約 20%であった。「その他」と回答した小売電気事業者は、優先割当の存置を望む声が多かった。

具体的な移行期間については、1年以上が1者、2年以上が4者、5年程度が1者であり、他にも FIT 期間満了までや、各社に契約期間を聞き取って設定するのが望ましいとの声もあった。

(参考図 2.1-33 個別合意による FIT 優先割当 問題解決策)

Q8. Q7で「問題あり」を選択した事業者様にお聞きします。どのようにすれば、問題を解決できますか。（単一選択）



「その他」と回答した事業者の御意見（抜粋）

- 設備特定申請（個別合意）の優先割当を存置する。
- 個別合意分は定めた価格（約定処理後決定だとしても）で絶対買取を申請時の条件に
- お客さま（またはグループ）が有するFIT設備由来の証書を当該お客さまが活用する場合の優先割当は残していただきたい
- 個別合意の枠を残す、オークション参加に条件（この電源は地域脱炭素に活用することを条件とする等）を付してはどうか。
- 設備特定申請（個別合意）の優先割当の継続が望ましい。それが難しいければ、自社発電所のトラッキング情報は個別合意を認めるとして例外扱いにする
- 自社設備は優先的にトラッキング情報を付与できるようにする
- 他社からもニーズがあるならば、一定程度自社やグループ内に割当枠を設けるなどすることで均衡を図る

具体的な移行期間について、その他の御意見（抜粋）

- FIT期間満了まで
- 各社の現在の契約期間を聞き取り設定するのが望ましいと考えます

(需要家ヒアリングにおける回答)

アンケートと並行して、再エネの調達に前向きな需要家企業（製造業・小売業・サービス業）10者程度を対象に、トラッキング見直しの論点（個別合意の優先割当廃止、入札方法・約定ルール）について御意見を伺った。以下はヒアリングにおける主な内容。

個別合意の優先割当廃止について

- 価格により決める方法となると、FITトラッキング情報の市場供出割合が3割程度と伺ったので、トラッキング情報が付与できず、安定的にトラッキング付非化石証書の調達ができなくなるのではないかと懸念している。
- 当社は自社発電所の電源を自社で使うという形で進めているため、個別合意をぜひ残していただきたい。これまで時間とお金と手間をかけて発電所を準備し、現在も新たに開発をしている。個別合意がなくなると、再エネ発電所を新たに作るという新規性に対して動機が薄れてしまうと考えている。
- 個別合意を用いて、特定の電源で非化石証書の調達を行っており、自社電源だけでなく他の発電家との長期契約を結んでいるため、現行制度の廃止は当社スキームに影響がある点を懸念している。

入札方法・約定ルールについて

- 選択肢として、単純に商品区分が増えることはよいことだが、細分化が進みすぎること証書価格の高騰や調達難易度が高まることを懸念している。
- 当社は RE100 へ加入しているため、RE100 の条件を満たした非化石証書を調達することが大前提である。都道府県を第2希望まで選択する方法について、割当希望量が可能量を上回る事例を鑑みると有効であると考え。ただし、当社としては都道府県の粒度はあまり気にしておらず、RE100要件を満たすトラッキング情報が確保できることを気にしている。
- トラッキングの希望について、都道府県や第2希望まで提出可能等、希望範囲を増やしていくことで、トラッキングの割当から漏れてしまったときのルール化を徹底していくことが、約定時の取引効率化やコストの低減にもつながっていくのではないかと懸念している。

(FIT 環境価値の帰属と優先割当(基本的考え方))

FIT 電気の持つ環境価値については、賦課金負担に応じて全需要家に帰属するものと整理されている。

その結果、FIT 電気が有する環境価値は FIT 非化石証書として市場に供出され、その販売収入は国民負担の軽減に充てることで、全需要家に均等に還元されている。

また、再エネ特定卸供給契約や小売買取契約といった、FIT 電気に関する電力販売契約(PPA)が存在する場合であっても、これらの契約により小売電気事業者に移転するのは、FIT 電源の電気としての価値のみである²²。

そのような中で、電気の属性情報とトラッキング情報の不一致により生じる誤解や混乱を防ぐ観点や、事業者の利便性への配慮から、優先割当の仕組みを講じてきた²³。

他方、FIT 証書の全量トラッキングが進んでいる中で、特定の属性の環境価値へのニーズが高まっていること、本来は FIT 環境価値が広く需要家に還元するものであることを踏まえ、FIT 証書のトラッキングについても市場を通じた最適配分を追求する必要性が高まっている。

このため、国民負担抑制に繋がることも踏まえ、既存案件への一定の配慮を行いつつも、市場を通じて割当てが行われる仕組みを追求することとした。

²² 環境価値に付随するトラッキング情報についても、本来的には国民に帰属しており、再エネ特定卸供給契約や小売買取を根拠として小売電気事業者に移転するものではない。

²³ 例えば、FIT 電源の電気としての価値に付随する発電場所の情報と、環境価値に付随する発電場所の情報を一致させることで、小売事業者による環境価値の訴求が需要家にとって理解しやすいものとなるように、一定の配慮を行っていた。

(優先割当の見直しの方向性① 再エネ特定卸供給)

再エネ特定卸供給契約の締結により、FIT 発電事業者から小売電気事業者に対して FIT 電源の電気としての価値が移転するが、環境価値は小売電気事業者に移転せず、FIT 証書として再エネ価値取引市場へ供出される。

しかしながら、電気の属性情報とトラッキング情報の不一致により生じる誤解や混乱を防ぐため、例外的に優先割当を認めている。

他方で、FIT 電気に関する PPA 契約(再エネ特定卸供給)の締結により、当該 FIT 電源のトラッキング情報も取得できると期待することは一定程度合理性があり、そのような期待は保護されるべきとも考えられる。

アンケート結果によると、再エネ特定卸供給に係る優先割当を活用している事業者は、FIT トラッキング付証書の調達を行っている事業者の約 5 割を占めている。こうした中で、優先割当の廃止は、産地を特定した小売メニューの販売ができなくなる可能性があり、発電事業者との契約見直しにつながるおそれがある。

このため、現行の再エネ特定卸供給契約に基づく優先割当は、当面、継続することを基本とした。

一方、今後の在り方については、再エネ特定卸供給契約の趣旨を踏まえつつも、検討することとした。

(優先割当の見直しの方向性② 小売買取)

小売買取により、FIT 発電事業者から小売電気事業者に対して FIT 電源の電気としての価値が移転するが、環境価値は小売電気事業者に移転せず、FIT 証書として再エネ価値取引市場へ供出される。

しかしながら、電気の属性情報とトラッキング情報の不一致により生じる誤解や混乱を防ぐため、例外的に優先割当を認めている。

他方で、FIT 電気に関する PPA 契約(小売買取)の締結により、当該 FIT 電源のトラッキング情報も取得できると期待することは一定程度合理性があり、そのような期待は保護されるべきとも考えられる。

また、小売買取に関する優先割当についても、当該優先割当を前提として契約を締結している等、既に利用している事業者への影響も配慮する必要がある。

ただし、既に FIT 制度の新規案件については送配電買取に移行しており、現在、小売買取による買取りが実施されている FIT 電気の期間が満了すれば、小売買取は順次終了していき、最終的にはなくなる見込みである。

このような点を踏まえ、小売買取分に関する FIT 優先割当については、基本的には廃止することとした。

ただし、既に利用している事業者への影響も配慮しつつ、一定の条件を満たすものに対してのみ経過措置を認めることとし、詳細(対象、期間など)については、事業者への追加ヒアリングなどを実施して最終的に決定することとした。

(優先割当の見直しの方向性③ 個別合意)

個別合意は、例えば、グループ会社の発電設備など、特定のトラッキング情報を優先的に取得したいとの事業者ニーズに応え、事業者の利便性を高める観点から、特例的に講じられた仕組みである。

他方、個別合意の場合、再エネ特定卸供給や小売買取とは異なり、FIT 電気に関する PPA 契約は存在していない。したがって、そもそも電気の属性情報とトラッキング情報を一致させることはできず、「電気の属性情報とトラッキング情報の不一致により生じる誤解や混乱を防ぐ」必要性は小さい。

このため、事業者間の個別合意については、基本的に廃止することとした。

他方、アンケート結果なども踏まえると、FIT トラッキング付証書の調達を行っている事業者の約 4 割が個別合意を利用しており、一律に個別合意を廃止することは、個別合意の仕組みを前提として小売契約やサービス提供を約束している事業者などの予見可能性を損なうおそれがある。

そのため、既に利用している事業者などへの影響を配慮して、一定の条件を満たすものに対してのみ経過措置を認めることとし、詳細(対象、期間など)については、今後、事業者への追加ヒアリングなども実施し最終的に決定することとした。

(入札方法・約定ルール)

入札方法・約定ルールの見直しは、小売事業者や需要家の実務に多大な影響を及ぼす可能性がある。

このため、市場参加者の利便性の向上や取引の効率性の確保等の観点から、小売事業者や需要家のほか、発電事業者も対象にアンケートを行い、入札方法・約定ルールの見直しの方向性について御意見をお訊きした。

その結果、発電事業者(売り手)と小売電気事業者(買い手)から、一定の理解は得られたものの、トラッキング情報の管理の複雑化、事務処理負担増加等の課題や、約定価格や数量への影響が懸念された。

これを踏まえ、入札方法・約定ルールについては、電源種(及び RE100 対応)を選択の上、特定設備または都道府県を選択する方法を基本としつつ、市場参加者の利便性の向上や取引の効率性の確保の観点から、実務レベルで検討を深めていくこととした。

(非 FIT 証書の全量トラッキング)

非 FIT 証書の全量トラッキングは、発電事業者による脱炭素の取組への評価に資するものであり、買い手(小売事業者)の選択肢を拡大する観点からも有意義と考えられる。

今回のアンケート結果からも、発電事業者、小売電気事業者ともに一定のニーズがある一方、管理面の課題や約定価格等への影響の懸念もあり、そういった課題を整理したうえで、前回の本 WG でお示したとおり、再エネ指定のない非 FIT 証書を含めた非 FIT 証書の全量トラッキングを進めることとする。

課題の一つとして、アンケート結果にも示されているとおり、非 FIT 証書の全量トラッキングの結果、不特定の小売事業者・需要家にトラッキング情報を活用・公表されることによる、発電事業者(売り手)のレピュテーションリスクへの懸念も存在する。

この点、先行して全量トラッキング化を実現した FIT 証書については、トラッキング先の具体的な発電設備名、設置者名について、小売電気事業者や需要家が対外的に公表する場合には、発電事業者の同意が必要としている。

また、同意なく対外公表を行った場合には、一定期間の参加資格停止等の取引制限措置を講じることとしている。

このため、非 FIT の市場取引分についても、FIT 証書のトラッキング情報の扱いと同様、小売電気事業者が公表する場合には発電事業者の同意を得ることとし、同意なく対外公表を行った場合には、取引制限措置等の何らかの措置を講じることとした²⁴。

(FIT 優先割当に関する基本方針)

2023 年 11 月の第 86 回制度検討作業部会において、FIT 優先割当について以下の基本方針については、概ね御賛同をいただいた。

- 再エネ特定卸供給契約に基づく優先割当は、当面、継続することを基本とする。
- 小売買取・個別合意に基づく優先割当は、基本的には廃止としつつも、既に利用している事業者への影響も配慮して、一定の条件を満たすものに対してのみ経過措置を認めることとし、詳細（対象、期間など）については、今後、事業者への追加ヒアリングなどを実施して最終的に決定する。

一方で、今後の進め方として、FIT 発電事業者へのヒアリング等も含めた丁寧かつ慎重な議論を行っていくべきとの御指摘も多くいただいた。以下は、第 86 回制度検討作業部会における主なご意見。

- 整理の方向性を考える際に考慮すべきは、産地価値・特定電源価値を高めることについての発電事業者のビジネス上の努力と、それに対する需要家の期待に配慮しつつ、一方で FIT が国民負担で成り立っていることへの配慮のバランスが重要になると考えている。発電事業者や需要家に対しても引き続きヒアリングをしつつ、慎重に整理を進めていく必要があるのではないか。
- FIT 制度では、環境価値も含めて国によって買い上げられるが、FIT は環境価値を買い上げられないので発電者がもつという整理だったと記憶している。優先割当の起こりはトラッキングの実証実験で始まったものなので、それが権利になるということには納得感がないが、それで困る事業者との落としどころとしては適切だと思っている。
- 事務局整理について、実態に配慮しているため大きな方向性に異論はない。
- 大きな方向性に異論はないが、産地価値については、発電事業者が努力をしてその産地を開拓した部分があるので、産地価値の帰属について議論がない状況で決めてよいのかという問題提起をされたものと理解した。FIT 事業者にはアンケートをとっていないので、優先割当てをなくす方向には賛同するが、もう少し丁寧なプロセスを経てもいいのではと思う。
- FIT 制度に鑑みれば、環境価値が再エネ賦課金の負担を通じて全需要家に帰属する、という整理には同意する。一方で、FIT で収益を確保しながら、非化石価値の利用も視野に入れて再エネ開発・投資を行う場合や、そのような FIT 電源で地産地消を行う自治体・グループもあるなど、現状の優先割当ての仕組みは試行錯誤されて、再エネの普及・利活用に大きく貢献している仕組みである。更なる再エネ普及の観点から、このようなニーズに対応できる措置の継続をお願いしたい。また、丁寧な議論をお願いしたい。
- FIT 電気の環境価値は国民に帰属するという基本認識のもとで、既存案件に配慮しつつ、市場割当てにシフトしていくという方針に賛同する。再エネ特定卸供給の優先割当てを当面継続することに

²⁴ ただし、発電事業者が理由なく公表に同意しないなど、小売電気事業者にとって不都合なケースが頻発する場合には、必要に応じ、同意取得の必要性を見直すこととする。

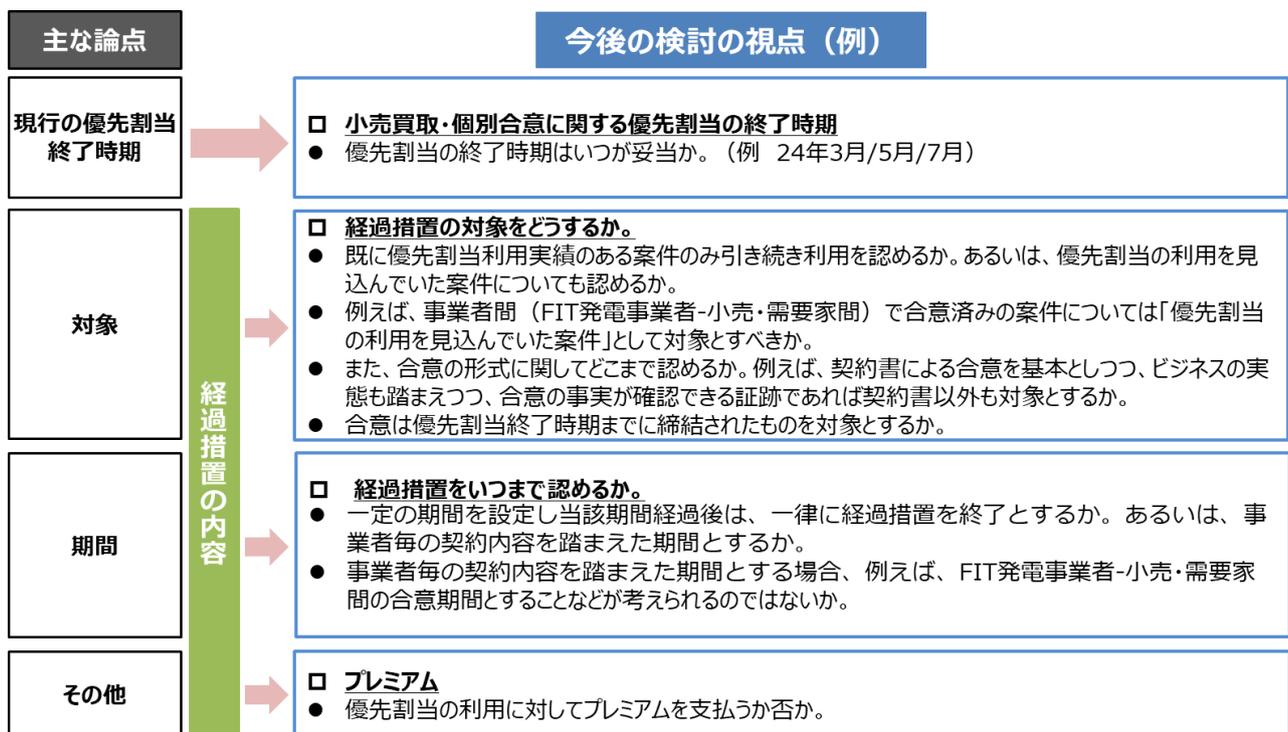
ついて、アンケート結果も踏まえて賛同するが、今後どういったタイミングで市場割当にシフトしていくかの判断基準を議論するのも大事だと思う。

- 小売買取、個別合意による優先割当に経過措置を認めることについて賛同する。経過措置としてトラッキング情報に対してのプレミアム上乘せが例示されているが、証書価格の上昇に伴って全体の取引量が低下することも考えられるので、措置の内容は丁寧に議論いただきたい。

よって、今後の対応としては、FIT 発電事業者、小売電気事業者、需要家への追加アンケートを実施しつつ、小売買取と個別合意の優先割当に関する経過措置の内容を決定することとした。

なお、優先割当の利用に対するプレミアムの支払いについては、小売電気事業者の負担増加や契約見直し(対 FIT 発電事業者、対顧客)に繋がるおそれがあることに鑑み、不要とすることとした。

(参考図 2.1-34 今後の主要論点と検討の視点)



(追加のアンケートの実施)

2024年1月から2月にかけて、①FIT 発電事業者、②小売電気事業者、③需要家企業・仲介事業者の三者に対し、優先割当(小売買取と個別合意)の契約実態等に関する以下の内容のアンケートを実施。

合計 560 件の宛先に送付し、301 件の回答を頂いた。以下では、議論に関係する集計結果のみを抜粋している。

(参考図 2.1-35 追加アンケートの内容)

- アンケート以後における個別合意・小売買取（②の方のみ）に基づく優先割当の利用実績・予定（利用を予定している場合）
- 利用予定のFIT発電設備の電源種、FIT買取残期間
- 合意の相手方の属性、書面による合意の有無、合意の期間、合意に伴う対価の授受
- 経過措置の対象にしたい設備について、相手方と書面による合意を取得する場合に必要な期間
- 再エネ特定卸供給による代替可能性（自らFIT開発を行っている場合）
- 優先割当の見直しによるFIP転換の可能性
- 優先割当の見直しが将来のFIT開発案件に与える影響
- 自由記述

※アンケート中で「合意」と記載しているものは、現行制度下でオークションごとに優先割当のために行う実務上の対応（＝双方から事務局宛に「特定割当設備登録申請書」を提出すること）を指すのではなく、今後のオークションにおける継続的な個別合意の実施を約束する事業者間の取決めのことを指します。

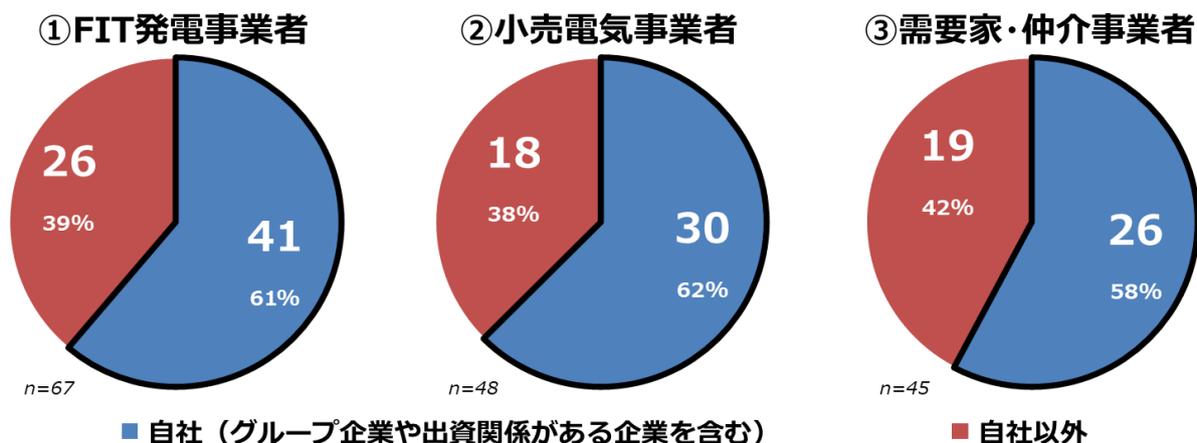
(追加アンケート結果)

(個別合意の相手方の属性)

個別合意に基づく優先割当の相手方の属性は、自社(グループ企業や出資関係がある企業を含む)が半数以上を占めていた。

(参考図 2.1-36 個別合意の相手方の属性)

個別合意に基づく優先割当の相手方/対象となる設備の保有者（発電者）の属性についてご回答ください。（単一選択）

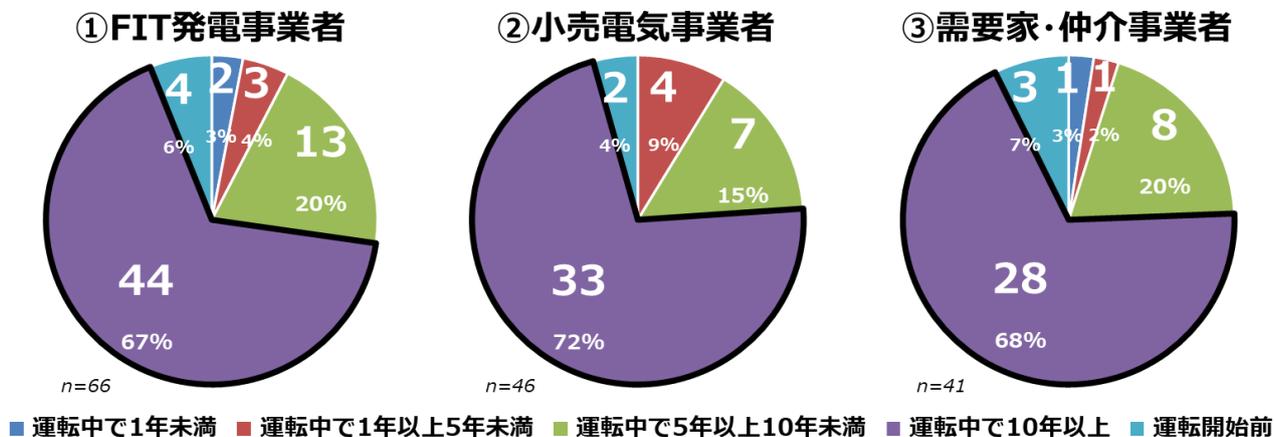


(個別合意に基づく優先割当の対象となる FIT 発電設備の買取残期間)

個別合意に基づく優先割当を利用している、もしくは今後利用予定である発電設備の FIT 買取残期間については、10 年以上との回答が大半を占めた。

(参考図 2.1-37 個別合意に基づく優先割当の対象となる FIT 発電設備の買取残期間)

個別合意に基づく優先割当を利用している、もしくは今後利用予定であるFIT発電設備の、アンケート時点におけるFIT買取契約の残期間についてご回答ください。(単一選択)



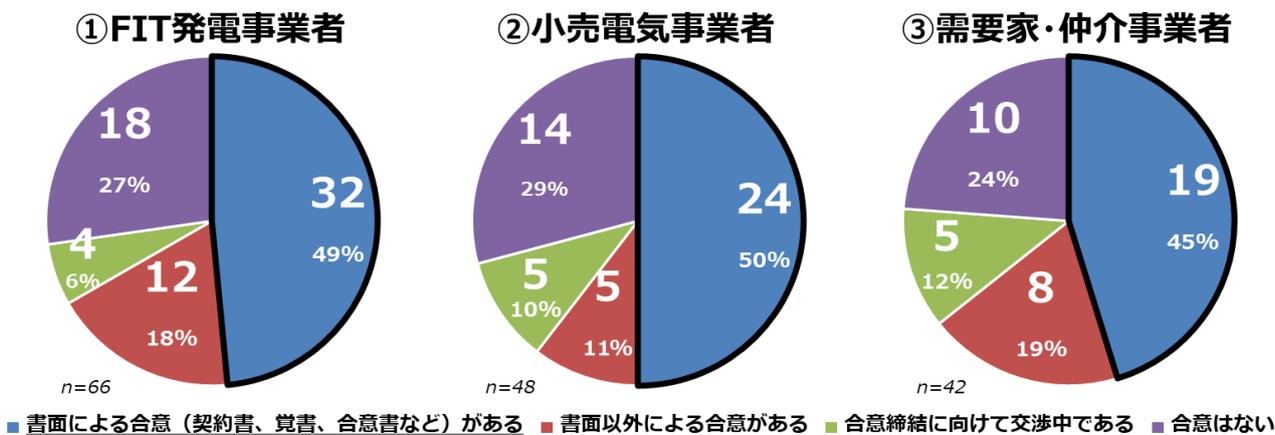
(個別合意に基づく優先割当の相手方との合意(取決め)有無と形態)

個別合意に基づく優先割当の合意形態について、約半数が書面による合意を締結しており、書面以外による合意では「メール」「担当者間での合意」などの回答があった。また、相手先が自社グループ企業であるなどの理由により、当然に個別合意が利用できる関係であることから合意はない、との回答も四分の一程度あった。

(参考図 2.1-38 個別合意に基づく優先割当の相手方との合意(取決め)有無と形態)

個別合意に基づく優先割当の相手方との合意形態についてご回答ください。(単一選択)

当該FIT発電設備に関するトラッキング情報を優先的に割り当てることについて、

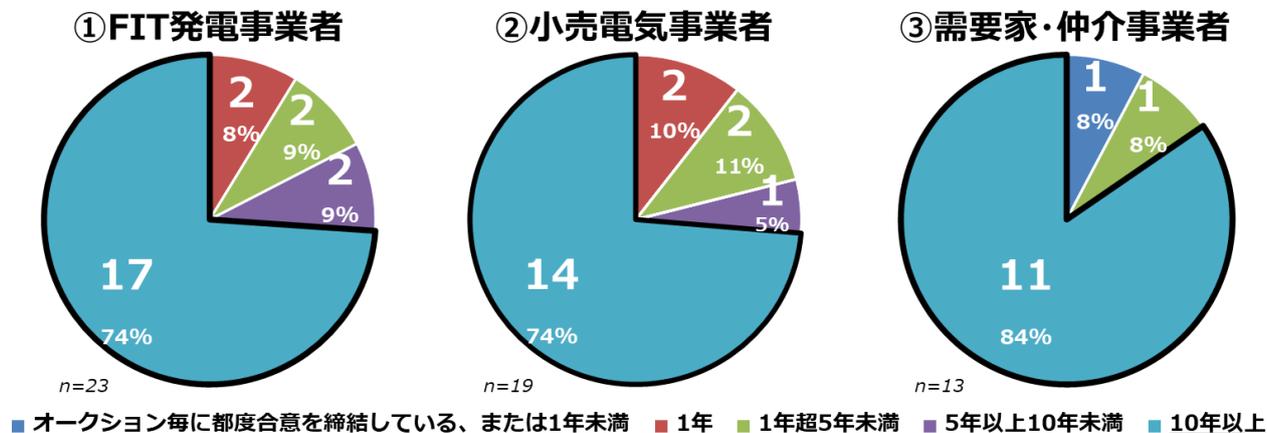


(個別合意に関する合意がある場合の合意期間)

合意がある場合の実質的な合意期間については、「10年以上」が大宗を占めた。

(参考図 2.1-39 個別合意に関する合意がある場合の合意期間)

「書面による合意がある」または「書面以外による合意がある」とご回答された場合、個別合意に基づく優先割当の相手方との実質的な合意期間についてご回答ください。例えば、対象設備のFIT買取期間終了まで契約更新を行うという内容を当事者双方が認識している場合には、その買取期間終了までの期間に該当するものをご回答ください。(単一選択)

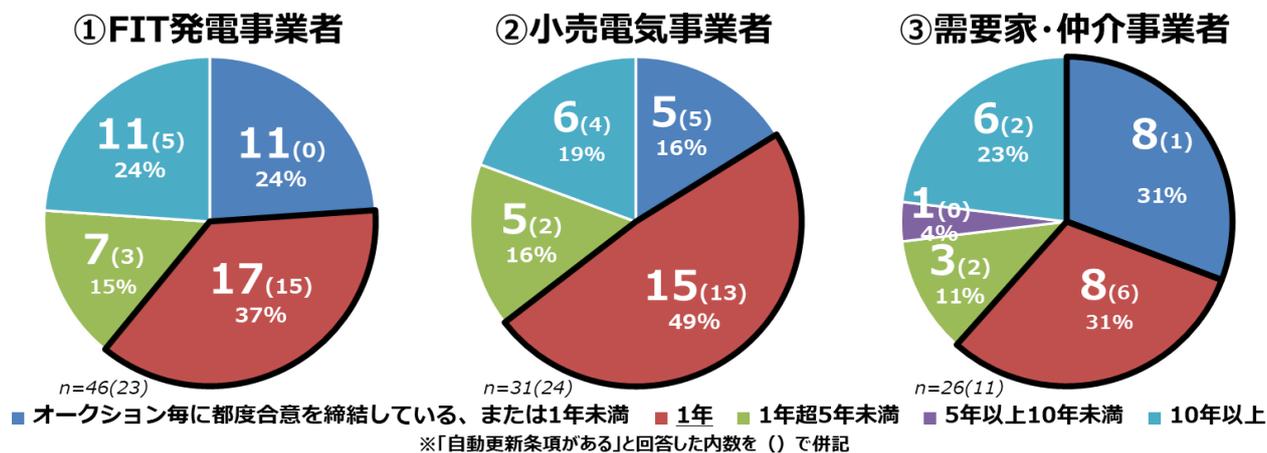


(【参考】個別合意に関する合意がある場合の合意期間)

合意がある場合の契約書上の合意期間については、「1年」が最も多かった。また、契約期間1年以上の回答では、自動更新条項があるものが約半数であった。

(参考図 2.1-40 【参考】個別合意に関する合意がある場合の合意期間)

「書面による合意がある」または「書面以外による合意がある」とご回答された場合、個別合意に基づく優先割当の相手方との合意期間についてご回答ください。なお、本問では自動更新条項による期間は考慮せずにご回答ください。(単一選択)

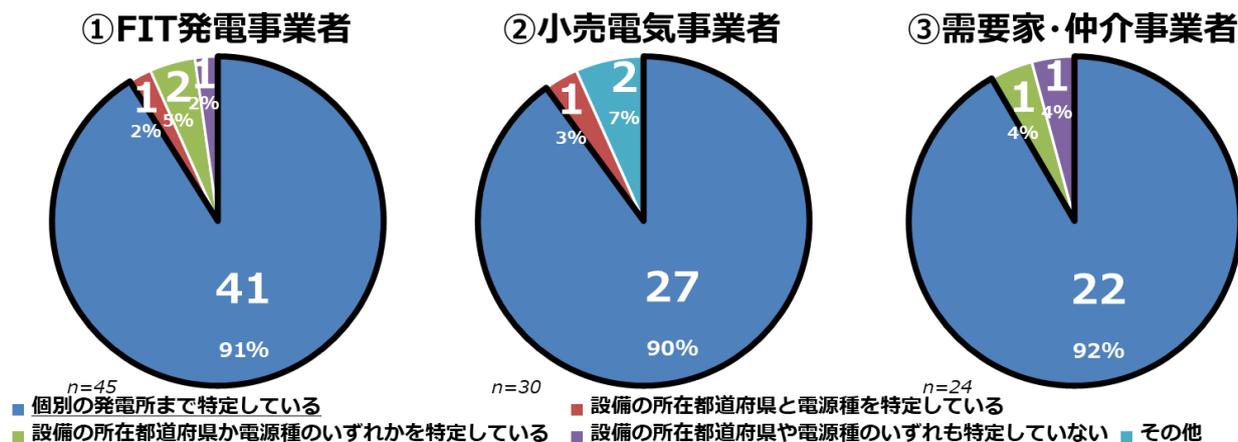


(個別合意に関する合意がある場合の合意粒度)

合意がある場合の合意の粒度は、「個別の発電所まで特定している」との回答が大宗を占めた。

(参考図 2.1-41 個別合意に関する合意がある場合の合意粒度)

「書面による合意がある」または「書面以外による合意がある」とご回答された場合、個別合意に基づく優先割当の相手方との合意粒度についてご回答ください。（単一選択）



（合意の締結に必要な期間（個別合意））

個別合意先と書面による合意を締結するために必要な期間について、半数は6か月未満との回答だった。一方で、FIT発電事業者と需要家・仲介事業者では、1年以上を要するという回答も四分の一程度あった。

なお、個別合意のための合意の締結に必要な期間の理由としては、主に下記のようなものがあった。

～6か月未満の理由：

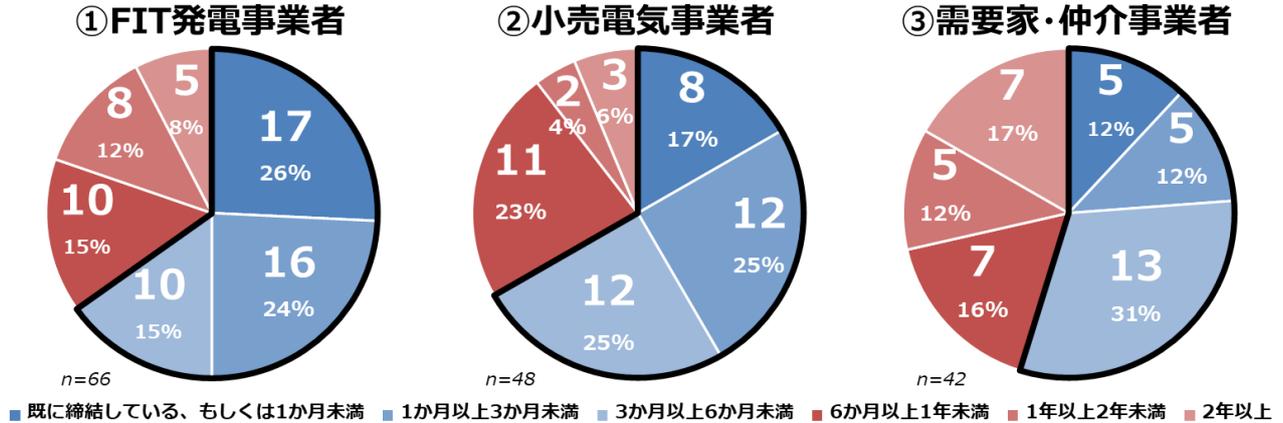
- 既存契約の変更として、協議期間として3～6か月程度必要なため。
- 金額の多寡により経営会議等にかかる場合、3か月程度必要と想定しうるため。
- 自社グループ企業との合意であるので交渉期間は不要だが、事務手続き期間として1～3か月程度は必要。
- 相手方である小売電気事業者（自社）が需要家等への説明について一定の期間を要するため、経過措置期間の検討に当たっては、需要家への説明が必要であることへも十分配慮いただき、期間を設定いただきたい。

6か月以上～の理由：

- 運転開始時期が2年以上先であるため。
- 発電事業の構成団体が複数あり、各団体が割当を希望した場合、希望量に対する割当量の調整に時間を要することが予想されるため。
- 現在まで合意実績がなく、契約書等をゼロから作成する必要があり、法務的な確認等が発生することに加え、需要側の計画に合わせて供給計画や対象設備の合意要否を検討する期間を考慮すると、2年以上必要になる可能性がある。
- 今後、個別合意先が相当増える見込みであり、それらすべてと書面による合意手続きを完了するには相当な期間が予想されるため。

（参考図 2.1-42 合意の締結に必要な期間（個別合意））

今後、個別合意に基づく優先割当の対象としたい設備について、例えば、一定期間内に個別合意先と書面による合意を取得することを経過措置の条件とする場合、当該合意を締結するために必要な期間をご回答ください。（単一選択）

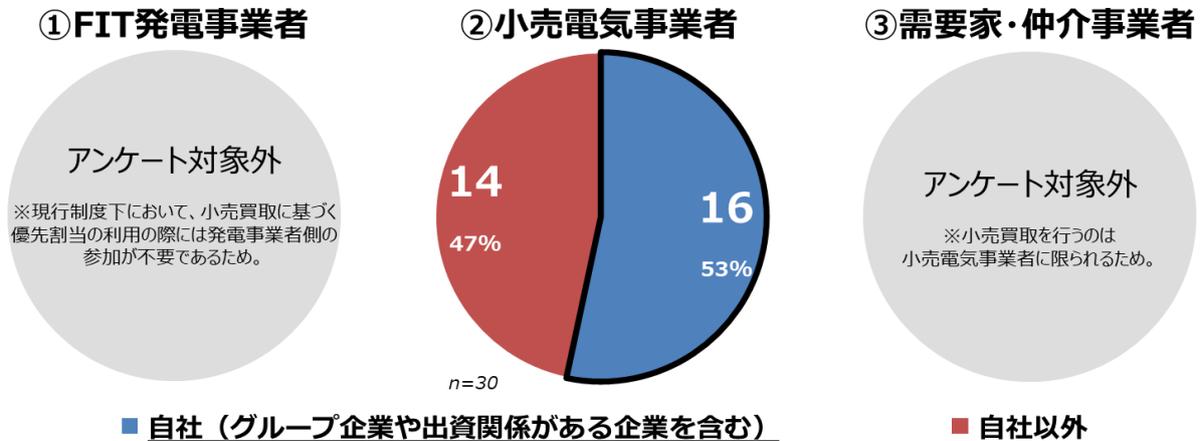


(小売買取の相手方の属性)

小売買取に基づく優先割当の相手方の属性は、自社と自社以外が同程度であった。

(参考図 2.1-43 小売買取の相手方の属性)

小売買取に基づく優先割当の対象となる設備の保有者（発電者）の属性についてご回答ください。（単一選択）



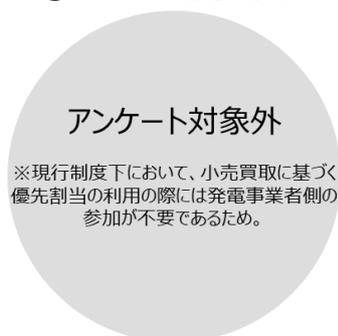
(小売買取に基づく優先割当の相手方との合意(取決め)有無と形態)

小売買取に基づく優先割当の合意形態について、「合意はない」との回答が半数以上であり、理由としては当然に優先割当を利用できるためというものが多かった。一方で、三分の一程度は書面による合意を締結していた。また、書面以外による合意では「メール連絡」との回答があった。

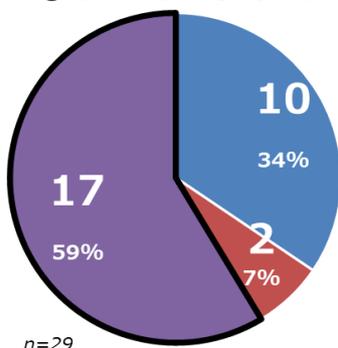
(参考図 2.1-44 小売買取に基づく優先割当の相手方との合意(取決め)有無と形態)

小売買取に基づく優先割当の相手方との合意形態についてご回答ください。なお、現行制度下において、小売買取に基づく優先割当を利用する場合には、発電者の同意は不要です。（単一選択）
当該FIT発電設備に関するトラッキング情報を優先的に割り当てることについて、

①FIT発電事業者



②小売電気事業者



③需要家・仲介事業者



■ 書面による合意 (契約書、覚書、合意書など) がある ■ 書面以外による合意がある ■ 合意締結に向けて交渉中である ■ 合意はない

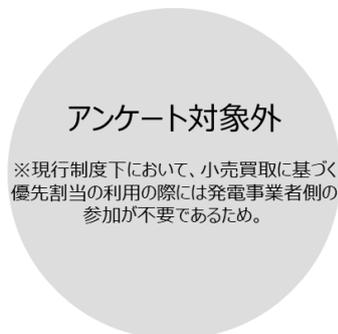
(小売買取に関する合意がある場合の合意期間)

合意がある場合の実質的な合意期間については、「10年以上」が大宗を占めた。

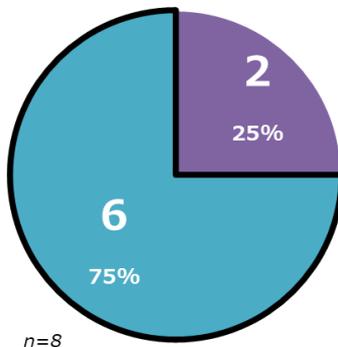
(参考図 2.1-45 小売買取に関する合意がある場合の合意期間)

自動更新条項がある場合、それを加味した実質的な合意期間をご回答ください。例えば、対象設備のFIT買取期間終了まで契約更新を行うという内容を当事者双方が認識している場合には、その買取期間終了までの期間に該当するものをご回答ください。（単一選択）

①FIT発電事業者



②小売電気事業者



③需要家・仲介事業者



■ オークション毎に都度合意を締結している、または1年未満 ■ 1年 ■ 1年超5年未満 ■ 5年以上10年未満 ■ 10年以上

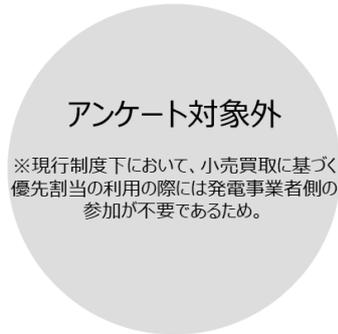
(【参考】小売買取に関する合意がある場合の合意期間)

合意がある場合の契約書上の合意期間については、「1年」が最も多かった。また、契約期間1年以上の回答では、自動更新条項があるものが約半数であった。

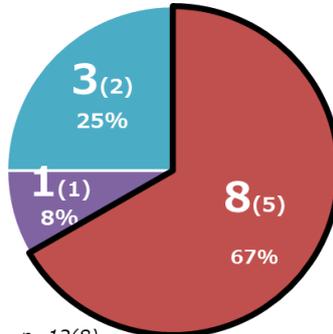
(参考図 2.1-46 【参考】小売買取に関する合意がある場合の合意期間)

「書面による合意がある」または「書面以外による合意がある」とご回答された場合、小売買取に基づく優先割当の発電者との合意期間についてご回答ください。なお、本問では自動更新条項による期間は考慮せずにご回答ください。（単一選択）

①FIT発電事業者



②小売電気事業者



③需要家・仲介事業者



■ オークション毎に都度合意を締結している、または1年未満 ■ 1年 ■ 1年超5年未満 ■ 5年以上10年未満 ■ 10年以上
※「自動更新条項がある」と回答した内数を () で併記

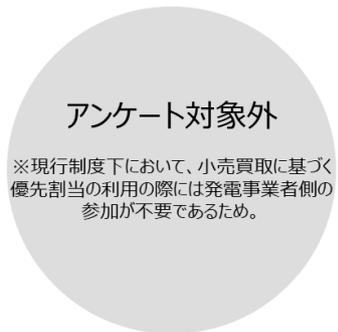
(小売買取に関する合意がある場合の合意粒度)

合意がある場合の合意の粒度は、「個別の発電所まで特定している」との回答が大半を占めた。「その他」の内容は、「小売電気事業者にトラッキング申請手続きとその内容を委任することを合意している」との内容だった。

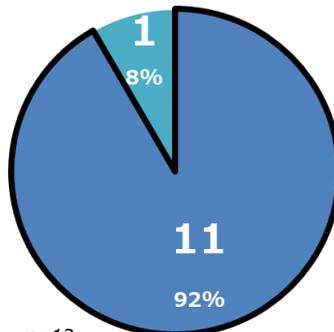
(参考図 2.1-47 小売買取に関する合意がある場合の合意粒度)

「書面による合意がある」または「書面以外による合意がある」とご回答された場合、個別合意に基づく優先割当の相手方との合意粒度についてご回答ください。（単一選択）

①FIT発電事業者



②小売電気事業者



③需要家・仲介事業者



■ 個別の発電所まで特定している ■ 設備の所在都道府県と電源種を特定している ■ 設備の所在都道府県か電源種のいずれかを特定している ■ 設備の所在都道府県や電源種のいずれも特定していない ■ その他

(合意の締結に必要な期間(小売買取))

小売買取先と書面による合意を締結するために必要な期間について、個別合意の場合と同様に、半数は6か月未満との回答だった。また、1年以上を要するという回答も四分の一程度あった。

なお、小売買取のための合意の締結に必要な期間の理由としては、主に下記のようなものがあった。

～6か月未満の理由:

- グループ企業であるため、手続きのハードルが低い。
- 個別協議の書面合意と同程度の時間がかかると想定いたしました。

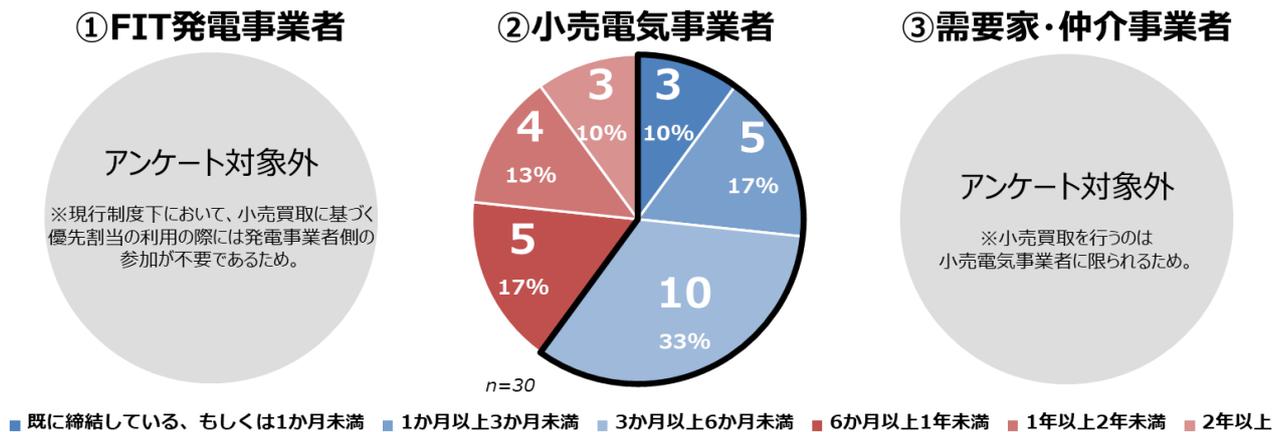
- 金額の多寡により経営会議等にかける場合、3か月程度必要と想定しうるため。
- 契約書準備から締結までに至る一連の社内手続きにかかる時間から逆算しています。

6か月以上～の理由：

- 何も準備ができていないため1年ほどはかかると思われる。
- 新たに契約を締結するため6か月～1年程度時間が必要である。
- 小売買取の対象発電者が多く、協議に時間を要することが予想されるため。
- FIT発電事業者との間で新たに書面による合意を取得するためには、当社とトラックした非化石証書を購入するお客さまの間でも証書の購入期間等の合意形成を図る必要があるため。
- 現在まで合意実績がなく、契約書等をゼロから作成する必要があり、法務的な確認等が発生することに加え、環境価値を必要とするお客さまが今後増えていくことから、その分必要な証書量も増加し、多数の発電者との契約締結が必要になると考えられるため。

(参考図 2.1-48 合意の締結に必要な期間(小売買取))

今後、小売買取に基づく優先割当の対象としたい設備について、例えば、従来は求めておりませんでした。一定期間内に発電者と書面による合意を取得することを経過措置の条件とする場合、当該合意を締結するために必要な期間をご回答ください。(単一選択)



(現在予定している FIT 開発案件に与える影響について)

現在予定している FIT 開発案件に優先割当の見直しを与える影響については、「計画通り進める」との回答が多かったが、「計画の変更につながる」との回答も五分の一程度あった。一方で、「計画の中止につながる」との回答は1件のみであった。

「計画通り進める」とした理由は、売電収入単体で事業収支を組んでいるため、というものが多かった。一方で、「計画の中止・変更につながる」とした理由は、収益性が下がる、もしくは、優先割当による収益を前提に事業計画を策定しているためとの理由が多かった。以下は記載のあった主な理由。

「計画通り進める」と回答した理由：

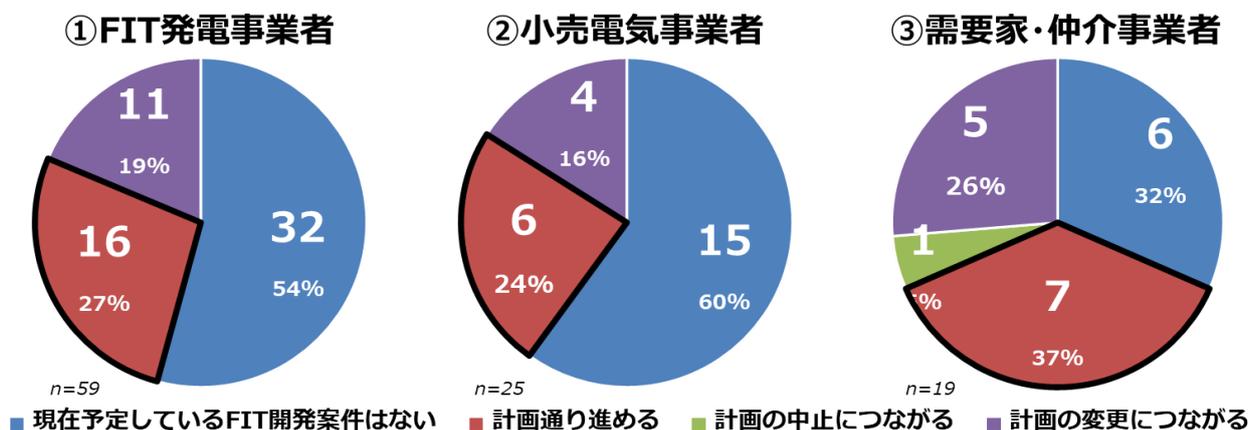
- 追加的な期待値であり大枠の決定には影響しない。
- 発電単体で事業収支を組んでいるため計画をすすめる。
- 優先割当による追加収益の考慮や非化石証書の地産地消のみを目的とする開発は行っていないため

「計画の中止につながる」「計画の変更につながる」と回答した理由：

- 環境価値を特定企業に渡すことを前提に開発の話を進めているため。
- 具体化した際に影響範囲を確認するが、何かしら計画変更をする可能性がゼロではないため。
- 個別合意を活用して当社発電所のトラッキング情報を需要家に提供し、その対価を得て収益を上げることを前提にした事業計画を策定しているため。
- 当社グループはバイオマス等の再エネ開発と需要家への再エネ供給を一体として進めている案件も多く、現行制度上で優先割当の権利を持つことは再エネ開発や需要家への再エネ供給へのインセンティブとなっている。そのため、今回の性急な変更は発電事業者、小売事業者双方の再エネ普及に向けた事業の進展を疎外する可能性が高いと考えるため。

(参考図 2.1-49 現在予定している FIT 開発案件に与える影響について)

(今後も優先割当の利用を予定されており、かつ自らFIT開発を行っている方のみご回答ください) 個別合意・小売買取に基づく優先割当の利用ができなくなった場合、現在予定している FIT 開発案件に与える影響についてご回答ください。(単一選択)



(風力発電事業者へのヒアリングにおける回答)

アンケートと並行して、近年中に大規模電源の稼働を予定している洋上風力発電事業者複数者を対象に、優先割当の利用予定や合意の締結状況、合意を締結する場合の必要期間などについてご意見を伺った。その結果、ヒアリング事業者の全てが優先割当の利用を見込んでおり、その将来の案件規模は合計でおおよそ4千MWだった。それぞれの論点について、下記のようなご回答があった。

個別合意に基づく優先割当の利用予定について：

- 個別合意を行う前提で需要家と単価を協議しているところ。
- グループ会社から、将来的には個別合意でトラッキングを付けたいという意向を受け取っている。

個別合意に基づく優先割当の対象となる FIT 発電設備の電源：

- 契約締結後に運開した電源も追加できる契約となっているので、現時点で残期間の回答が難しい。

合意について：

- その年運開したアセットを加味して、必要な kWh を需要家と年度ごとに協議している。
- 基本は 20 年の長期契約としている。2050 年に向けて長期で買うのがグローバルな傾向でもある。

合意の締結に必要な期間について：

- 多くの需要家と話す必要があるため、どうしても時間がかかってしまう。
- 割当先が決まっておらず、引き受け側の必要量も変化するので、合意先を見つけることが難しい。
- 運開を確認してから合意を締結することが通例であるため、直前になるまで合意を締結することは難しい。

(FIT 優先割当の経過措置に関する論点)

トラッキング見直しにおける FIT 優先割当の基本方針については、概ね以下にて御賛同をいただいていた。

- 再エネ特定卸供給契約に基づく優先割当は、当面、継続することを基本とする。
- 小売買取・個別合意に基づく優先割当は、基本的には廃止としつつも、既に利用している事業者への影響も配慮して、一定の条件を満たすものに対してのみ経過措置を認める。

また、小売買取・個別合意に基づく優先割当の合意実態、優先割当の廃止に伴い必要となる準備期間などについての追加アンケートの結果を踏まえ、経過措置に関する以下論点について、議論を行った。

- 現行の優先割当終了時期：優先割当の終了時期はいつが妥当か。
- 対象：経過措置の対象をどうするか。
- 期間：経過措置をいつまで認めるか。

(経過措置の対象について)

優先割当の合意形態(利用者の約半数が書面による合意)や合意期間(10 年以上という回答が大宗)を踏まえると、優先割当の利用を中長期的なスパンで事業計画上見込んでいる事業者は比較的多いと考えられる。

また、運転開始前の電源であるが将来的に優先割当の利用を見込んでいる案件も、風力案件を中心に、一定数存在することが確認できた。

そのため、経過措置の対象としては、運転開始前の電源も含めて、優先割当の利用を事業計画上見込んでいた案件とすることを基本することとした。

一方で、FIT 優先割当が特例的に講じられた仕組みであることを踏まえると、経過措置の対象範囲をむやみに広げるべきではなく、優先割当の利用を事業計画上見込んでいたことを客観的に確認することができる案件に限定することが適切だと考えられる。

この点、事業計画上見込んでいたことを客観的に確認するものとしては、一定の具体性を有した書面(契約書、覚書、合意書など)による合意を基本とし、例えば、少なくとも以下の項目が記載された書面の提出を求めることとした²⁵。

²⁵ 発電者の同意が従来不要であった小売買取の優先割当についても、トラッキング割当可能量に占める割合が大きく、市場供出分への転換を積極的に行う必要があることなどを鑑み、一定の具体性を有した書面による当事者間の合意を必要とする。

- 合意の相手方²⁶(FIT 発電事業者)
- 優先割当を利用する期間(始期～終期)
- 対象となる FIT 発電設備(設備 ID で特定することを基本とする)

(現行の優先割当の終了時期と適用期間について)

優先割当の終了時期については、FIT 優先割当が特例的に講じられた仕組みであることを鑑みると、できる限り早く終了することが望ましいと考えられる一方で、優先割当終了に向けた事業者の準備期間なども踏まえて慎重に判断する必要がある。

この点、書面合意の締結に必要な期間として 6 か月未満という回答が半数以上であったところ、現行の優先割当の終了時期は、概ねの事業者にとって必要と考えられる準備期間として、6 か月の期間満了後とした。また、その期間の起算開始時期は、周知期間や年度の区切りなどを考慮し、2024 年 4 月 1 日とした。

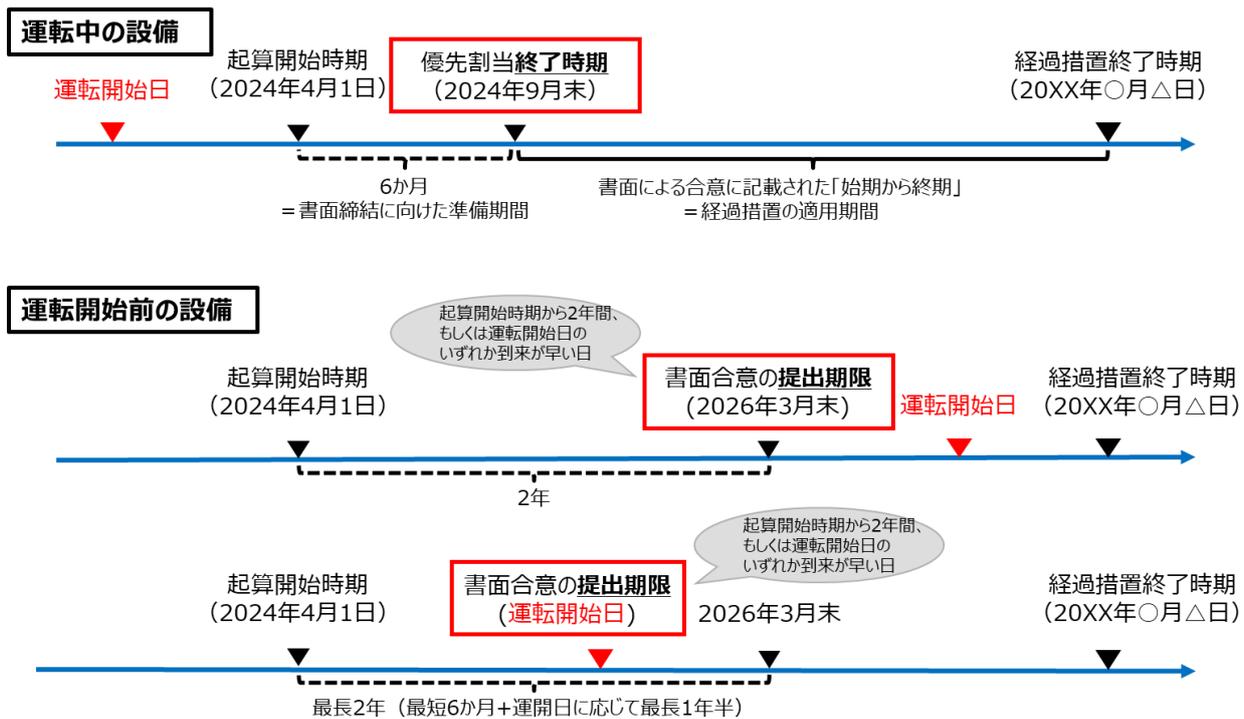
以上より、優先割当は 2024 年 9 月末をもって終了し、同日中までに書面による合意がトラッキング事務局に提出されたものに関する電源を、経過措置の対象とすることとなった。

一方で、運転開始前の電源については、運転開始の直前まで合意を締結することが難しい場合も考えられるため、一定の配慮を行うことが適切と思われる。このため、起算開始時期の時点で運転開始前の電源については、上記の 6 か月の期間を一律で設けたうえで、その後は上記の起算開始時期から 2 年間、もしくは運転開始日のいずれか到来が早い日までに書面による合意が提出されたものを経過措置の対象とした。

経過措置の対象となった電源の経過措置の適用期間については、事業計画上見通している期間分については配慮が必要であることを踏まえ、書面による合意に記載された、「始期から終期まで」とした。

(参考図 2.1-50 【参考】現行の優先割当の終了時期)

²⁶ 自社所有電源を自社が利用する場合には記載不要とする。



(注) 運転開始前の設備とは、起算開始時期 (2024年4月1日) 時点で未運転の電源を指す。

(現行の優先割当の終了時期の考え方について)

アンケートの結果を参照すると、合意の締結に必要な期間は6か月(未満)との回答が半数であったが、それ以上が必要であるとの回答も半数程度存在した。それらの回答理由を確認したところ、A~Dの4類型に大別することができたため、各類型から数社ずつ選定の上、以下のとおり、追加で確認・検討を行った。

- A) 一つの電源の設備容量が大きく、発電事業の構成団体内での調整や、多くの相手先との交渉・協議が必要であるため
- B) これまでに合意実績がなく、どのような合意書を準備すればよいか分からず時間を要する可能性があるため
- C) 自社グループ開発の案件の開発状況に合わせて自社での活用を順次行う計画であるため
- D) FIT 電源の運転開始時期が数年以上先であり、現時点で協議を行うことが困難であるため
 - A) 協議の相手方や対象となる設備数が多いのみならず、対価や割当量の調整など、一つの契約当たりの協議事項が多岐にわたる場合には、長い期間が必要になると考えられる。そこで、このような回答があった事業者数者に、最低限3項目の記載がある書面があれば経過措置の対象とした場合に、6か月で対応可能であるかを確認したところ、概ね対応可能との確認がとれた。
 - B) 合意締結の実績がないために時間を要する、という理由は、同理由から、合意内容や所要期間の目算を立てることが困難であったと考えられる。このような回答があった事業者数社に、Aと同様の確認を行ったところ、概ね対応可能との確認がとれた。
 - C) 状況に合わせて順次活用を行う計画であるため、という理由は、優先割当は基本的に廃止とする方向性と整合的でないと考えられるため、追加の確認は実施していない。

- D) 優先割当の利用を前提に開発している運転開始前の設備については、6 か月の期間では書面による合意を締結できないことも想定される。よって、このような回答のあった事業者数社に、既に設備 ID 取得済みで、運転開始前の設備については、最低限 3 項目の記載がある書面があれば経過措置の対象となるとした場合に、2 年以内に対応可能であるかを確認したところ、対応不可とまではいえないとの回答であった。

(現在予定している FIT 開発案件に与える影響について)

なお、優先割当の見直しにより、再生可能エネルギーの導入拡大が阻害されることのないよう、現在予定されている FIT 開発案件に与える影響についても思慮する必要がある。

アンケートの結果を参照すると、「計画の中止につながる」「計画の変更につながる」との回答もあったが、そのような回答があった複数社に追加で確認を行ったところ、回答における「計画」とは、収支計画見通しや社内のカーボンニュートラルに向けた計画を念頭に置いたものであり、FIT 開発自体の中止や、規模縮小など、計画中の新規 FIT 電源の導入自体には支障を来さないことが確認できた。

また、収支計画等の意味での「計画」の変更・中止などについても、経過措置の対象となる要件案を提示し、経過措置の適用によって実質的に回避・緩和可能であるかを確認したところ、概ね緩和・回避可能との確認がとれた。

(発電事業者と需要家の非 FIT 再エネ証書の直接取引について)

発電事業者との直接的な取引を通じて再エネ価値の取得を求める需要家の声の高まりを受けて、2022 年、再エネ電源の維持・拡大に資する以下の場合に限り、発電事業者と需要家間の非 FIT 再エネ証書の直接取引を認めることとした。

- 新設非 FIT 電源 ⇒2022 年度以降に営業運転開始となった非 FIT 電源
- 新設 FIP 電源 ⇒2022 年度以降に営業運転開始となった FIP 電源
- FIT 電源から移行した FIP 電源
⇒2022 年度以降に営業運転開始となった FIT 電源が FIP 電源に移行した場合
- 卒 FIT 電源

その結果、こうした非 FIT 再エネ証書価値の発電事業者と需要家間の直接取引が急速に拡大している。

こうした中で、再エネの更なる導入拡大に向けて、長期脱炭素電源オークション制度が整備され、既存電源の活用も含めた脱炭素電源への新規投資の後押しが進められており、既存の脱炭素電源の出力増強(リパワリング)や改良(リプレース)の動きも広がりつつある。

これらの取組は、再エネ電源の維持・拡大に資するものであることから、2022 年度以降に出力増強や改良がなされた非 FIT 電源・FIP 電源についても、発電事業者と需要家間の非 FIT 再エネ証書の直接取引を認めることとした。

(非 FIT 非化石認定の基本的な方針について)

現状、ある電源が非 FIT 非化石であることを認定するに際しては、基本的に FIT 制度を参照することとし、例えば、バイオマス発電における非 FIT 非化石認定の対象燃料の区分やバイオマス比率の計算方法

は、FIT 制度と同様のものを用いている。

他方、先般の高度化法改正に伴い、新たに非化石電源として追加された水素・アンモニアなどのように、FIT 制度の対象外となっている非化石電源に関しては、国から委託を受けた認定事務局が事業者へのヒアリングなどを実施し、国の確認を受けながら認定フローを定めている。

そのような中で、今後、FIT 制度の対象ではない新たな燃料種に対する、非 FIT 非化石認定のニーズが増加することも見込まれる。

このため、今後の非 FIT 非化石認定に当たっては、同一燃料種に対する扱いをできる限り統一化するとともに、FIT 制度の対象燃料種についての非 FIT 非化石認定における追加的な負担を軽減する観点から、以下を基本とすることとした。

- FIT 制度の対象となっている非化石電源に関する非 FIT 非化石認定については、FIT 制度を参照する。
- FIT 制度の対象外の非化石電源に関する非 FIT 非化石認定については、国から委託を受けた認定事務局が事業者へのヒアリングなどを実施し、国の確認を受けながら認定フローを定める。

電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会開催状況

開催回数	開催日時	議題
第 1 回	平成 29 年 3 月 6 日	(1) 今後の市場整備の方向性について (2) 詳細設計を行う上での留意事項について (3) 今後の進め方について
第 2 回	平成 29 年 3 月 28 日	(1) 事業者ヒアリングについて (2) その他
第 3 回	平成 29 年 4 月 10 日	(1) 事業者ヒアリングについて (2) 地域間連系線の利用ルール等に関する検討会 平成 28 年度(2016 年度)中間取りまとめについて
第 4 回	平成 29 年 4 月 20 日	(1) 事業者ヒアリングについて (2) その他
第 5 回	平成 29 年 5 月 15 日	(1) 事業者ヒアリングについて (2) 意見募集の結果について (3) その他
第 6 回	平成 29 年 5 月 22 日	(1) 海外有識者ヒアリングについて (2) 事業者ヒアリングについて (3) その他
第 7 回	平成 29 年 6 月 6 日	(1) 需給調整市場について (2) インバランス制度について
第 8 回	平成 29 年 6 月 30 日	(1) ベースロード電源市場について (2) その他
第 9 回	平成 29 年 7 月 26 日	(1) インバランスの当面の見直しについて (2) 間接オークション導入に伴う会計上の整理について (3) 既存契約見直し指針について (4) 中間論点整理(案)
第 10 回	平成 29 年 9 月 6 日	容量市場について
第 11 回	平成 29 年 9 月 19 日	需給調整市場について
第 12 回	平成 29 年 10 月 6 日	容量市場について
第 13 回	平成 29 年 10 月 30 日	(1) 間接送電権について (2) ベースロード電源市場について
第 14 回	平成 29 年 11 月 10 日	(1) 需給調整市場について (2) 容量市場について
第 15 回	平成 29 年 11 月 28 日	(1) 需給調整市場について (2) 非化石価値取引市場について (3) その他
第 16 回	平成 29 年 12 月 12 日	(1) 容量市場について

		(2)ベースロード電源市場について
第 17 回	平成 29 年 12 月 26 日	(1)中間論点整理(第 2 次)(案)及び非化石価値取引市場について (案) (2)各市場等の制度設計に係る意見募集のご案内について
第 18 回	平成 30 年 1 月 30 日	事業者ヒアリングについて
第 19 回	平成 30 年 3 月 2 日	(1)事業者・団体ヒアリングについて (2)意見募集の結果について
第 20 回	平成 30 年 3 月 23 日	(1)需給調整市場について (2)容量市場について (3)その他
第 21 回	平成 30 年 4 月 10 日	(1)間接送電権について (2)容量市場について
第 22 回	平成 30 年 4 月 26 日	(1)間接送電権について (2)容量市場に関する既存契約見直し指針について (3)ベースロード電源市場について (4)その他
第 23 回	平成 30 年 5 月 18 日	(1)容量市場について (2)中間とりまとめについて
第 24 回	平成 30 年 7 月 17 日	(1)中間とりまとめに関するパブリックコメントについて (2)需給調整市場について (3)その他
第 25 回	平成 30 年 10 月 22 日	(1)非化石価値取引市場について (2)その他
第 26 回	平成 30 年 11 月 26 日	(1)非化石価値取引市場について (2)間接送電権について
第 27 回	平成 30 年 12 月 17 日	(1)非化石価値取引市場について (2)容量市場について
第 28 回	平成 31 年 1 月 30 日	(1)容量市場について (2)非化石価値取引市場について (3)需給調整市場について
第 29 回	平成 31 年 2 月 28 日	(1)容量市場について (2)非化石価値取引市場について (3)ベースロード市場について (4)東北東京間連系線に係わる特定負担者の取り扱いの明確化について
第 30 回	平成 31 年 3 月 19 日	(1)非化石価値取引市場について (2)容量市場について (3)ベースロード市場について
第 31 回	平成 31 年 4 月 22 日	(1)非化石価値取引市場について

		(2)容量市場について (3)その他
第 32 回	令和元年 5 月 31 日	(1)非化石価値取引市場について (2)第二次中間とりまとめについて (3)その他
第 32 回	令和元年 5 月 31 日	(1)非化石価値取引市場について (2)第二次中間とりまとめについて (3)その他
第 33 回	令和元年 7 月 25 日	(1)第二次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて (2)ベースロード市場について (3)非化石価値取引市場について (4)事業者ヒアリングについて
第 34 回	令和元年 9 月 13 日	(1)容量市場について (2)その他
第 35 回	令和元年 10 月 28 日	(1)非化石価値取引市場について (2)ベースロード市場について (3)容量市場について
第 36 回	令和元年 12 月 6 日	(1)非化石価値取引市場について (2)間接送電権について (3)容量市場について
第 37 回	令和元年 12 月 24 日	(1)非化石価値取引市場について (2)ベースロード市場について
第 38 回	令和 2 年 1 月 31 日	(1)容量市場について (2)非化石価値取引市場について (3)需給調整市場について
第 39 回	令和 2 年 4 月 7 日	(1)容量市場について (2)ベースロード市場について
第 40 回	令和 2 年 5 月 29 日	(1)容量市場について (1)第三次中間とりまとめ(案)について
第 41 回	令和 2 年 7 月 31 日	(1)第三次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて (2)非化石価値取引市場について (3)非効率石炭のフェードアウトに向けた検討について
第 42 回	令和 2 年 9 月 17 日	(1)容量市場について (2)非化石価値取引市場について
第 43 回	令和 2 年 10 月 13 日	(1)容量市場について (2)需給調整市場について
第 44 回	令和 2 年 11 月 27 日	(1)非化石価値取引市場について (2)容量市場について
第 45 回	令和 2 年 12 月 24 日	容量市場について

第 47 回	令和 3 年 3 月 1 日	(1) 容量市場について (2) 非化石価値取引市場について
第 48 回	令和 3 年 3 月 26 日	(1) 容量市場について (2) 非化石価値取引市場について (3) ベースロード市場について
第 49 回	令和 3 年 4 月 15 日	(1) 容量市場について (2) 非化石価値取引市場について
第 50 回	令和 3 年 4 月 26 日	(1) 第四次中間とりまとめ(案)について (2) 非化石価値取引市場について (3) 需給調整市場について
第 51 回	令和 3 年 5 月 26 日	(1) 非化石価値取引市場について (2) 2021 年度夏季及び冬季の電力需給の見通しと対策について
第 52 回	令和 3 年 6 月 14 日	(1) 非化石価値取引市場について (2) 容量市場について (3) 第四次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて
第 53 回	令和 3 年 7 月 5 日	第5次中間とりまとめ(案)について
第 54 回	令和 3 年 7 月 16 日	(1) 今後の供給力確保策について (2) 非化石価値取引市場について
第 55 回	令和 3 年 7 月 16 日	(1) ベースロード市場について (2) 非化石価値取引市場について
第 56 回	令和 3 年 8 月 27 日	(1) 非化石価値取引市場について (2) 2022 年度の需給見通し・供給力確保策について (3) 第5次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて
第 57 回	令和 3 年 9 月 24 日	(1) 非化石価値取引市場について (2) 2020 年度の高度化法に基づく達成計画の報告について (3) 2021 年度冬季に向けた供給力確保策について (4) 需給調整市場の取引状況
第 58 回	令和 3 年 10 月 12 日	第6次中間とりまとめ(案)について
第 59 回	令和 3 年 11 月 29 日	(1) 非化石価値取引市場について (2) 今冬の電力需給対策及び今後の電力システムの主な課題について
第 60 回	令和 3 年 12 月 22 日	(1) 非化石価値取引市場について (2) 容量市場について (3) 電源投資の確保について
第 61 回	令和 4 年 1 月 21 日	(1) 容量市場について (2) 電源投資の確保について (3) 非化石価値取引市場について
第 62 回	令和 4 年 2 月 17 日	(1) 容量市場について (2) 電源投資の確保について

		(3) 非化石価値取引市場について
第 63 回	令和 4 年 3 月 16 日	(1) 容量市場について (2) ベースロード市場について (3) 非化石価値取引市場について
第 64 回	令和 4 年 3 月 16 日	(1) 容量市場について (2) ベースロード市場について (3) 需給調整市場について
第 65 回	令和 4 年 5 月 25 日	(1) ベースロード市場について (2) 容量市場について (3) 電源投資の確保について
第 66 回	令和 4 年 6 月 8 日	第 7 次中間とりまとめ(案)について
第 67 回	令和 4 年 6 月 22 日	(1) ベースロード市場について (2) 容量市場について (3) 電源投資の確保について (4) 非化石価値取引について
第 68 回	令和 4 年 7 月 14 日	(1) 電源投資の確保について (2) 第 8 次中間とりまとめ(案)について (3) 高度化法の中間目標について (4) 需給調整市場 三次調整力について (5) 容量市場について (6) 第 7 次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて
第 69 回	令和 4 年 8 月 26 日	(1) ベースロード市場について (2) 需給調整市場について (3) 高度化法の中間目標について
第 70 回	令和 4 年 10 月 3 日	(1) ベースロード市場について (2) 予備電源について (3) 長期脱炭素電源オークションについて (4) 第 8 次中間取りまとめに関するパブリックコメントについて (5) 高度化法の中間目標について
第 71 回	令和 4 年 10 月 31 日	(1) ベースロード市場について (2) 予備電源について (3) 長期脱炭素電源オークションについて (4) 高度化法の中間目標について
第 72 回	令和 4 年 11 月 30 日	(1) ベースロード市場について (2) 予備電源について (3) 容量市場について (4) 長期脱炭素電源オークションについて (5) 再エネ価値取引市場について (6) 高度化法の中間目標について

第 73 回	令和 4 年 12 月 21 日	(1)ベースロード市場について (2)需給調整市場について (3)予備電源について (4)容量市場について (5)長期脱炭素電源オークションについて (6)非化石価値取引について
第 74 回	令和 5 年 1 月 13 日	第九次中間とりまとめ(案)について
第 75 回	令和 5 年 1 月 27 日	(1)ベースロード市場について (2)需給調整市場について (3)予備電源について (4)容量市場について
第 76 回	令和 5 年 2 月 27 日	(1)予備電源について (2)容量市場について (3)ベースロード市場について (4)第九次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて
第 77 回	令和 5 年 4 月 5 日	(1)長期脱炭素電源オークションについて (2)高度化法義務達成市場について (3)予備電源について (4)容量市場について (5)ベースロード市場について (6)第十次中間とりまとめに関するパブリックコメントについて (7)第十一次中間とりまとめ(案)について
第 78 回	令和 5 年 4 月 26 日	(1)高度化法義務達成市場について (2)容量市場について (3)予備電源について (4)ベースロード市場について
第 79 回	令和 5 年 5 月 25 日	(1)容量市場について (2)予備電源について (3)ベースロード市場について (4)高度化法義務達成市場について
第 80 回	令和 5 年 6 月 6 日	第十二次中間とりまとめ(案)について
第 81 回	令和 5 年 6 月 21 日	(1)予備電源について (2)容量市場について (3)ベースロード市場について (4)第十一次中間とりまとめ等に関するパブリックコメントについて (5)長期脱炭素電源オークションについて
第 82 回	令和 5 年 7 月 7 日	第十三次中間とりまとめ(案)について
第 83 回	令和 5 年 7 月 31 日	(1)需給調整市場について (2)容量市場について

		(3) 予備電源について (4) ベースロード市場について
第 84 回	令和 5 年 9 月 11 日	(1) 高度化法第一フェーズ中間達成状況の評価について (2) 非化石価値取引について (3) 予備電源について (4) 需給調整市場について (5) ベースロード市場について
第 85 回	令和 5 年 10 月 13 日	(1) 予備電源について (2) 容量市場について (3) 非化石価値取引市場 2022 年度監視結果の報告 (4) 高度化法義務達成市場について
第 86 回	令和 5 年 11 月 29 日	(1) 予備電源について (2) 非化石価値取引について (3) 長期脱炭素電源オークションについて (4) 需給調整市場について (5) ベースロード市場について
第 87 回	令和 5 年 12 月 25 日	(1) 予備電源について (2) 非化石価値取引について (3) ベースロード市場について
第 88 回	令和 6 年 1 月 31 日	(1) 予備電源について (2) 容量市場について (3) 長期脱炭素電源オークションについて 第十四次中間とりまとめ(案)について
第 89 回	令和 6 年 2 月 28 日	(1) 予備電源について (2) 非化石価値取引について (3) 需給調整市場について (4) 容量市場について (5) ベースロード市場について 第十五次中間とりまとめ(案)について

※網掛け回は第十六次中間とりまとめに関する議論を実施

電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会委員名簿

※五十音順、敬称略 ◎は座長、○は座長代理

(令和6年3月現在)

- 秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構
システム研究G グループリーダー
- 安藤 至大 日本大学経済学部 教授
- ◎大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授
- 男澤 江利子 有限責任監査法人トーマツ 公認会計士
- 河辺 賢一 東京工業大学 工学院 助教
- 小宮山 涼一 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 曾我 美紀子 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
パートナー 弁護士
- 武田 邦宣 大阪大学大学院法学研究科 教授
- 辻 隆男 横浜国立大学大学院工学研究院知的構造の創生部門 教授
- 廣瀬 和貞 株式会社アジアエネルギー研究所 代表
- 又吉 由香 SMBC日興証券株式会社 サステナブル・ソリューション部
マネジング・ディレクター
- 松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会

オブザーバー名簿

※五十音順、敬称略(令和6年2月現在)

石坂 匡史	東京ガス株式会社 執行役員 エネルギートレーディングカンパニー 電力事業部長
加藤 英彰	電源開発株式会社 常務執行役員
菊池 健	東北電力ネットワーク株式会社 電力システム部 技術担当部長
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
小林 総一	出光興産株式会社 常務執行役員
齊藤 公治	関西電力株式会社 理事 エネルギー・環境企画室長
斎藤 祐樹	株式会社エネット 取締役経営企画部長
佐々木 邦昭	イーレックス株式会社 小売統括部長
新川 達也	電力・ガス取引監視等委員会事務局長
中谷 竜二	中部電力株式会社 執行役員 経営戦略本部 部長
山次 北斗	電力広域的運営推進機関 企画部長

(関係省庁)

環境省